

食の安全フォーラム
「食品中の放射性物質に関する説明会」
議事録

平成 24 年 9 月 6 日（木）

徳島会場（とくぎんトモニプラザ）

消費者庁
内閣府食品安全委員会
厚生労働省
農林水産省
徳島県

○司会（消費者庁 金田） お待たせいたしました。ただいまから食の安全フォーラム、食品中の放射性物質に関する説明会を開催いたします。本日司会を務めます、私、消費者庁の金田でございます。よろしくお願いいたします。本日の説明会が、消費者の皆様毎日の食生活に関して、食の安全について考え、そして食の安全について考えた結果、毎日の消費行動につながるきっかけになれば幸いと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、お配りしてある資料の確認をさせていただきます。

このような封筒で資料をお配りしていると思います。一番最初に、食の安全フォーラム説明会議事次第、そして配付資料の1枚紙がございます。続きまして、資料1といたしまして、「食品中の放射性物質による健康影響について」の資料がございます。続きまして、資料2としまして、「食品中の放射性物質の新基準値及び検査について」の資料がございます。続きまして、資料3としまして、「農業生産現場における対応について」の資料がございます。以下、食品安全エクスプレス、アンケート、「食品と放射能Q&A」の冊子等の資料がございます。足りない資料等がございましたら、手を上げて係の者にお伝えください。

続いて、議事次第、一番最初のペーパー、ご覧ください。

まず、食品安全委員会事務局久保より、食品中の放射性物質による健康影響について、約20分の講演を行います。次に、厚生労働省田中より食品中の放射性物質の新基準値及び検査について、約30分の講演を行います。次に、農林水産省丹菊より、農業生産現場における対応について、約30分の講演を行います。その後、約15分の休憩を挟みまして、会場の皆様と質疑応答、意見交換を行いたいと考えております。閉会は概ね16時を予定しております。意見交換会の円滑な進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、事前にいただきました質問につきましては、できる限り冒頭の説明の中で触れられるよう参考にさせていただいております。時間の都合上、全てのご質問にあらかじめお答えすることが難しい場合があります。説明内容に質問が含まれていない場合にありましては、一番最後の質疑応答、意見交換の時間の際にその中でご質問いただければと思います。

それでは最初に、食品中の放射性物質による健康影響について、食品安全委員会事務局久保よりご説明いたします。

○久保（食品安全委員会） 皆様、こんにちは。食品安全委員会事務局でリスクコミュニケーションを担当しております久保と申します。

まず最初に、私どものほうから、今の基準値のベースになりました食品中の放射性物質による健康影響評価についてご説明させていただきたいと思っております。

まず最初ですけれども、今般の事故で、ふだん身近に知られていない放射性物質という

のが現実の問題になりまして、それがどういう意味を持つものかということからお話しさせていただきますというふうに考えています。

まず、一口に放射線と申し上げても、代表的なものでも約3種類知られています。ガンマ線、ベータ線、アルファ線、名前が異なるということは性質も異なる。当然、体に対する影響もそれぞれ異なってまいります。

まず、アルファ線というのは、これ、ヘリウムという元素の原子核が高速に飛んでくるものということでございます。サイズが比較的大きいので、外から来る分は紙1枚で防御することができるということです。

もう一つは、ベータ線。これはふだん原子核の周りを回っている電子、電子が単独で高速に飛んでくる。原子核よりも小さいということもあり、紙は突き通すんですけれども、アルミニウムとか薄い金属板で防護することができる。

もう一つが、ガンマ線。人工的につくるものは、エックス線というふうに言われてるものです。エックス線というのはレントゲンで使うので、体の中の状況を見ることができるということで、透過力が強いというのがイメージができるかと思うんですけれども。ほかのアルファ線とかベータ線と異なりまして、粒子よりもどちらかというところ、本当の姿は電磁波、電波なわけなんですけれども。電磁波ということで、紙とかアルミニウムは通してしまふ。これを防ぐためには、分厚い鉛とかコンクリートの板でないと防げないといったような性質がございます。こういった閉ざされた空間で携帯電話の電波が届くというのは、そういう浸透性が強いということで、携帯電話という形に、通信機器にも用いられてるということです。

当然、性質も違いますので、これを放射線として浴びた場合、体に対する影響というのはそれぞれ異なってくるということ、まず念頭に置いていただきたいというふうに思います。

これは事前の質問にございましたけども、なかなかわかりにくい代表例の一つだとは思いますが、単位の問題がございます。ベクレルとシーベルトという単位がよく知られていて、新聞紙上を賑わせていると思いますけども。

暫定規制値の単位、基準値の単位であるベクレルというのは、放射線を出す能力の強さを示すものでございます。単純に申し上げますと、1kgあたり100Bqという、そういう単位で示された場合、そのもの1kgから毎秒100発の放射線が出ているというイメージを持っていただければと思います。

それを例えば食べた場合ですね、食べた場合の内部被ばくということになりますけれども、出てくる放射線を体内で浴びた場合、体に対する影響というのはどういうものなのかということを示す単位として、シーベルトという単位であらわすというお約束になっています。先ほど申し上げたとおり、放射性物質、それから放射線、いろいろ種類があるということなんですけれども、そういったものを取り入れた場合、同じ単位であらわすことができるという仕組みで、シーベルトという単位を採用してるということです。

ベクレルとシーベルトをつなげるものが、実効線量係数というものがございまして、放射性物質の種類、それとそれを食べた場合の経路、気体として肺から入るのか、食べ物として消化管の中に入るのか、それと食べた人の年齢、子どもなのか成人なのかお年寄りなのか、そういうことでかなり細かく、これが決められてるということです。放射性物質を1回食べて、いろんな、早く抜けるものもあれば、体の中に居続けていろんな影響を及ぼすものもございます。基本的に、1回食べた場合でも、その影響が大人であれば50年間続くという前提で、それを一遍に積み上げた数字としてあらわすようになっています。子どもさんは、70歳まで影響があり続けたという前提で積み上げた数字を用いています。

それをとった場合の人体の影響の計算式なんですけれども、基準値である100Bqのものを1kg食べた場合、セシウム137を食べた場合の体に対する影響の度合いを示す単位として、シーベルトというふうに出るんですけども、100Bq掛ける食べた量、それと実効線量というのがセシウム137の成人の場合ですと0.000013というふうに定められておりますので、掛け合わせると、体に対する影響を示す単位として0.0013mSvという、そういった数字であらわすことができる。そういった仕組みというか、物差しを一緒にしましょうという形になっています。

繰り返しになりますけれども、実効線量係数というのは、例えばヨウ素とか、セシウムとか、カリウムとか、プルトニウムとか、いろいろたくさん放射性物質がございまして、その放射性物質ごとと、あと細かな年齢ごとに定められてるということです。これを掛け合わせることによって、どんな放射性物質を食べた場合でも、最終的にシーベルトという単位であらわした場合、同じ物差しですね、体に対する影響の大小を比較、見ることができるというような仕組みになってるということでございます。ですから、よくベクレル数で危ないとか危なくないとかというイメージがあるかもしれませんが、本当の体に対する影響というのは、シーベルトという単位で見ないと比較検討することができないというふうにイメージしていただければというふうに思います。

体に対する影響ですけども、これもいろいろわかりにくいところがございます。一般的に、放射性物質というのは体の中に一旦取り入れると、ずっといて、いろいろ悪さをするというイメージが先行してると思います。体に対する影響というのは、この2種類の考え方で少なくなってくるということです。

1つは、物理学的半減期というふうに言われるものです。これは放射性物質によって異なります。事故直後、一番問題になっていたのはヨウ素131ということですけども、これは東京都の浄水場で割と高い数字が出て、子どもさんには与えないようにというようなアナウンスがされ、ミネラルウォーターが配られたという、そういったことの契機になった放射性物質ですけども。これは1週間ちょっとで半分になってしまうということです。ほかの物質、安定的なほかの物質に変わってしまうということで、現在は放射性ヨウ素131に対して、体に対する影響というのは、ほぼ考えなくてもいいというような状況になっています。セシウムですけども、今2種類ございまして、セシウム134というのは2.1年、

セシウム 137 というのは 30 年、半分になるのはかかるということです。先ほど申し上げたとおり、こういった放射性物質の物理学的半減期も含んだ形で、先ほどの実効線量係数、体に対する影響というのは示すことになっています。

それを食べた場合、体の中に取り入れた場合、これだけずっと居続けるということではございません。放射性物質といっても化学物質の一つですので、代謝という体の働きで外に運び出されるということです。放射性セシウムの場合ですと、代謝の早い赤ちゃんであれば約 9 日間で半分になる。年を経て代謝が遅くなってくると、90 日とか 100 日とかというふうになってきますけれども、いずれにせよ物理学的半減期というものに比べると速やかに外に排出されて、体に対する影響が少なくなってくるということになっています。この両方を含めて、先ほどの実効線量係数に反映されているということです。

内部被ばくと外部被ばく、これもイメージとしては内部被ばくのほうが悪い影響を及ぼすというふうにイメージがあるかと思います。内部被ばくは、先ほど申し上げたとおり実効線量係数を掛けることによって最終的にシーベルトという単位であらわすことになっています。外部被ばくの場合にあっては、その空間にどれぐらい放射線が飛んでるか、空間線量率というふうに言われてますけれども、そこに何も防護しない真裸の形で立っていたときの時間を掛け合わせるによって、同じシーベルト、内部も外部も同じシーベルトという単位であらわすというような形になっています。ですので、最終的にシーベルトという単位で表現した場合、内部被ばくも外部被ばくも同じ体に対する影響という形で測ることができるという形になってございます。

今回の事故、大変な事故だったんですけれども、いろいろ調査が進みまして、幸いなことに食品由来の被ばく量というのは、かなりレベルが少ないものだということがわかってきました。こういった低線量の被ばくの体に対する影響を考える場合、どうしても無視できないのが、もともとある自然放射線から受ける影響というのを考えないと、それにどれぐらい積み上げた、積み上げることによって体の影響が、悪い影響が増えるのかということ把握しなければならぬということです。

こういった事故が起こる前、日本人としては年間約 1.5mSv、いろんな形で被ばくしてるということが知られております。外部被ばくとしては、宇宙から飛んでくるもの、それから大地から来るもの。内部被ばくとしては、大気中のラドンとかトロンとかの気体性の放射性物質から、それから食品からも年間 0.4mSv 相当の内部被ばくを受けてるということが知られています。これの大きなものとしては、カリウム 40 というような物質から出てくるというものでございます。これはあくまでも、年間 1.5mSv というのはあくまでも平均値でございまして、日本の国土でも線量の高いところもあれば低いところもあり、全国で見ると最大と最小で約 0.4mSv の差があるということになっています。こういった地域差の中にどれぐらい含まれてしまっているものなのかということで、そのリスクの対象というのを見るということも重要かと思えます。

先ほど申し上げました食品由来の放射性物質の代表的なものとして、カリウム 40 という

のが知られてございます。カリウムというのは、ご承知のとおり体を構成する必須の元素で、カリウムが欠乏するといろいろ不都合が生じ、最終的には死に至ってしまう、多過ぎてもいけないんですけれども。カリウムリッチのものは健康にいいというようなイメージが先行されてるかと思えますけれども、当然たくさん含まれてるものには、放射性カリウム 40 というのもたくさん、豊富に含まれてるということでございます。カリウムがあるとしますと、その 0.012% 程度のカリウム 40 という放射性物質が含まれてるということでございます。干し昆布であれば、kg 当たり 2,000Bq 相当のカリウム 40 が含まれてると。これはあくまでもカリウム 40 のベクレル数なんですけれども、セシウム 137 に相当するような値に見ますと、約半分の力というふうにイメージしていただければというふうに思えます。それでも 1,000Bq ぐらい、セシウムに換算して 1,000Bq ということです。

これを見るとときっとされて、こういう昆布とかなにかとっちゃいけないかというふうなイメージが来るかもしれませんが、我々はこういう形で、普通の状態であっても、いろんな形で放射性物質をとり、その中で生き続けた、生物として進化してきたという事実がございまして。気持ちとしてはわかりますけれども、放射性物質 1 Bq でも食べたくないということをお考えになるかとは思いますが、こういう形で知らず知らず我々はとって、その中でちゃんと生命をつないできたという事実がございまして。それにどれぐらい上乘せするかということをお考えないと、リスクというのは正しく認知されないというふうに考えます。

放射線に対する健康影響の種類でございまして、2種類ございます。

1つは、確定的影響でございまして。これは比較的高い放射線のときに出る影響ですね。脱毛とか不妊とかというのが知られています。例えば、急性被ばくによる永久不妊のしきい値は、男性としては 3,500mSv、3.5Sv、女性では 2.5Sv ということなんですけれども。こういった状況になるのは、これぐらい浴びないと、ならない。これから下はこういった影響というのは全く出てこない、いわゆるしきい値がある性質のものというのが確定的影響というふうに整理されてございます。

もう一つは、一番厄介なもので、確率的影響ということなんです。これは発症の確率が線量とともに増えてくるという影響。これは、がんが知られていることとございまして。先ほど申し上げたとおり、我々の体を構成する物質自ら放射線を出しているという中で、こういった細胞分裂を行って命をつないでいるんですけれども、そういった体内の放射線によって DNA が傷つけられるというのは日常的にあることなんです。それをちゃんと修復するためのさまざまな機能があって、それをくぐり抜けたごくわずかな例が最終的にがんになるということでございまして、そういったことは確率的な形ではかきかえることができない。がんになる影響というのは、放射線ではなく、いろんな生活習慣がございまして。喫煙というのは、一番がんになる大きな要因というふうに知られておりますけれども、個人的な例から見ると、こんなヘビースモーカーの方が長生きされて、たばこも吸わない方が不幸にして肺がんになってしまう例もかなり多く見られますので、これは大きな集団、疫学的な

考え方の集団で見ないと、その影響がはっきり出てこないということで、ここの考え方をどう捉えるかということで、非常に難しいところになってきてございます。

ここからが、私どもが取りまとめた影響の内容になってきます。

私どもの食品安全委員会、なかなか皆さん耳慣れない言葉、名称かと思えますけども、比較的新しくできた組織でございます。これは BSE の問題を契機にして、リスク評価をする機関と、それをベースにして管理する機関を分けましょうということで、新たに内閣府に設立された機関でございます。私どもの職責としては、食品中の危害物質の摂取による体に対する影響について、科学的、客観的、中立公正的に評価をするということが職類になっております。それを受けて、リスク管理機関である厚生労働省さんのほうが、政策的なもの、コストパフォーマンス、技術的可能性、あと国民感情等々を含めまして、実現可能な規制値、基準値を定め、それを守られるように管理するという形で、機能的に完全に分離されてございます。今回の放射性物質に対する健康影響も、こういった役割分担の中で行われたということです。

今般の事故については突然起こったものですので、本来は我々が評価して、その内容を受けた形で基準値を決めるという形なんですけれども、今回の場合は先に厚労省さんのほうが暫定規制値というのを定め、その内容について、これで国民の健康が暫定的であっても守られるのかどうかということについて評価の要請をいただきました。これは暫定規制値なんですけど、それと同時に、そもそも放射性物質に対する健康影響というのはどういうものであるのかということ、緊急時、平時を問わず評価をしていただきたいというようなお話でございました。

暫定規制値につきましては、500Bq が 100Bq、以前は 500Bq、今年の 3 月中までは 500Bq だったんですけれども、そうなったベースになったものについても、規制値のベースになったものとしての年間 5 mSv という部分についても、かなり安全側に立ったものという形で評価をさせていただきました。その後、継続して評価を実施し、その結果につきまして 10 月 27 日に結果を通知し、新たな基準値ということで今年の 4 月に施行されたという形になってございます。

健康影響評価に当たりましては、国内外の約 3,300 の文献を精査させていただきました。こういった原子力関係の公的な機関、それとそのベースになった個別の論文、報告にも当たらせていただきました。

数多くの論文があるんですけれども、それを評価するに当たってのポイントとしては、被ばく線量の推定が信頼できるものなのか。要は、この方がどれぐらい被ばくした結果、最終的にがんになって亡くなったのか、最初のどれぐらい被ばくしたかということがしっかりしてるものなのか。あともう一つは、がんになる要因というのは、繰り返しになりますけども、放射線だけでなくいろんな要因がございまして、そういった別の要因がきれいに取り除かれた形で評価をされているかどうか、研究されてるかどうかということがポイントになってきます。

もう一つは、外部被ばくを含む疫学データを援用させていただいたということです。そもそも食品由来の内部被ばくについて評価をすべきなんですけども、それにきっちりマッチしたデータというのがほとんどなかったということがございましたので、外部被ばくを含んだ疫学データを用いて検討をさせていただきました。

あともう一つ、ここ、ややこしいところなんですけども、先ほどご紹介しました放射線防護に関する国際的機関というのは、防護に対する管理する立場ということがございますので、こういった形で放射線に対する健康の影響というのはゼロにならない限りはずっとあり続けるんだという前提で、いろんな勧告とか報告をなされています。これはあくまでも、比較的高線量なものを低線量域まで代入したという形で、本当に 100mSv 以下の低線量域にこういう形できれいに線が引けるかどうかということについては、科学者の中でもいろんな意見が分かれてるということでございます。学者の方によっては、低線量域のほうが高線量域よりも悪い影響を及ぼすんだという説を持たれてる先生方もいらっしゃいますし、ある程度少なくなってくると体の自然防護反応がまさって影響が出ないレベル、要するにしきい値があるんだという説を唱える方、逆にいわゆる温泉療法みたいな形で、ごく低線量域では体に対してプラスの影響を持つんだという、そういう方もいらっしゃいますし、ここら辺は科学的な見解の統一がとれていないということでございます。

私どもとしては、見解が統一されてないモデルというのを用いることなく、直接的なデータを、広島・長崎の被ばく者の疫学調査データに基づいて直接的に判断をさせていただきました。こういったモデルは採用していないということでございます。

私どもの評価の基礎となったデータの一部でございます。

1つは、インド。日本の場合は 1.5mSv ということでございますけれども、世界平均で大体 2.4mSv、もっと高いところもいろいろございます。そういった高線量域で何世代も住まれてる方の疫学調査なんですけれども、トータルの線量が 500mSv 強というところで住まれる方で、そういったところで住まわれる方を調査しても、発がんリスクの増加が見られなかったという報告がございました。これはインドだけでなく、中国とか、ブラジルとか、イランとか、いろんなところが世界中にありますけれども、ここが一番精度的にはっきりしてるということで、インドのものを採用させていただいたということです。

もう一つ、2つは広島・長崎の、残念ながら日本人の場合のデータでございます。これは被ばく者の方について、被ばくした集団と被ばくしてない集団を統計学的に比較したところ、被ばく線量が 200mSv 以上では被ばくしたほうがリスクの上昇が明らかだったんですけども、200mSv 未満であれば、全く被ばくしてない集団であっても差がなかったという報告がございました。もう一つは固形がんでございますけれども、これは被ばくした方々を 0 から 125mSv、1つの集団として見たときに、その集団内で比較したところ、被ばく線量と死亡リスクの増加が統計的に確認された、こういった直線性が見られたということです。その集団を上限を 125 から 100 に下げた場合、今まで見られていた直線性、関連性がランダムになって、見えなくなった、統計的に確かめることができなかったという報告がござ

います。いろんな数字が出てきてございますけれども、この中で現時点の知見で一番厳しい、低いレベルの 100mSv という数字を私どもは採用させていただきました。

もう一つですけれども、これは非常に皆さん関心のあるところですよ。小児、胎児に対する研究はどうかということでございます。これは別途チームを立ち上げて、論文等を精査させていただきました。その中で、チェルノブイリ原発事故に関連した報告で、5歳未満であった小児の白血病のリスクが増加したと、被ばく時の年齢が低いほど甲状腺がんのリスクが高かったという報告が見られましたけれども、残念ながら両方、この子がその当時どれぐらい被ばくしてしまったかというところが、どうもはっきりしない。この事故が起こった場合、ソビエト連邦という国の体制の中で、本格的な調査が始まったのがかなり遅くなったと。その当時、君、その当時どこでどういうふうな生活をしていましたかというインタビュー調査で推量したので、どうしてもそういう小さな子どもの記憶というのは定かじゃないということもございまして、この子が結果、こういうことになってしまったんですけれども、この子がどれぐらい被ばくした結果、こうなったかという因果関係に対して、しっかりとした論拠が見つげ出すことができなかったということで、残念ながらここに示された数字そのものを私どもの報告で採用するまでには至らなかったということでございます。

胎児への影響は、ここに書いてございますように、比較的高い線量から出てくるということが知られておりますので、今の現状ではそんなに心配することはないだろうということでございます。

まとめでございますけれども、放射線による影響が見出されるのは、生涯における追加の累積線量がおおよそ 100mSv 以上から統計的な違いが出てくるということです。これは、自然放射線とかレントゲン等の医療被ばくは除いたものということでございます。

そのうち、小児の期間については、感受性が成人より高い可能性がございます。これはチェルノブイリの例もありますし、ほかの実験例からも知られていることなんですけれども、そういうことがございますので、管理の部分で何とか配慮していただきたいということをつけ加えさせていただいております。

100mSv 以下はどうかということなんですけど、これははっきり申し上げて、わからないということです。これぐらい低くなってくると、ほかのがんになる要因の部分が大きくクローズアップしてきます。生活習慣、飲酒とか喫煙とか、がんというのは長い間いろんな要因が積み重なって、最終的にがんになるということでございますので、そういった要因を十分取り除くことが難しいということです。あと、対照例というんですか、集団が小さいので、それから導き出せる結果というのもかなりランダムになってくるということでございます。

おおよそ 100mSv というのは安全と危険の境界では、いわゆるしきい値ではないということです。99mSv が安全で、101mSv が危ないというようなものではないということです。これは統計的、疫学的に、これを超えると健康上の影響が出てくる可能性が見られるという

こととございます。これはあくまでも、リスク管理をされる機関のところ、これをベースにして、今、我々がどれぐらい食品由来の被ばくをしてるのかということの現実と見合わせて、規制値をつくるベースになるといった性質のものというふうにご理解していただければというふうを考えます。

ちょっと早口で難しい話をしたかと思えますけれども、私どものご報告は以上でございます。ご清聴、どうもありがとうございました。

○司会（消費者庁 金田） それでは引き続きまして、食品中の放射性物質の新基準値及び検査について、厚生労働省田中よりご説明させていただきます。資料2を使用いたします。

○田中（厚生労働省） 厚生労働省食品安全部の田中と申します。本日は、どうぞよろしく申し上げます。

私のほうからは、食品中の放射性物質の新基準値及び検査についてということで、現在厚労省の行っている対応の流れに沿ってご説明をさせていただきます。まず、新基準値の設定についてご説明をさせていただきました後に、放射性物質の検査、基準を超えた食品への対応ということで、順を追って説明をさせていただきます。

まず、厚労省における基準値の設定についてご説明いたします。

厚生労働省では、昨年3月の震災以後、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定しております。この暫定規制値につきましては、事故後の緊急的な対応ということで、文字どおり暫定的な措置として定めたものになります。その後、先ほどお話のありましたとおり食品安全委員会における放射性物質の評価を受けるとともに、厚生労働省の審議会、こういったところでの議論を踏まえまして具体的な検討が重ねられた結果、昨年12月に新しい基準値の案がまとめられました。そして、今年2月に厚生労働大臣に答申されて、今年4月から新基準値が施行されたという経緯となっております。

昨年3月までの暫定規制値に適合している食品につきましても健康への影響はないと、安全は確保されていると、そういった評価をされておりました。ただ、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で許容していた年間の線量を5mSvから1mSvに引き下げております。これに基づいて、新たな基準値を設定しております。

基準値については、新しい基準値がこちらになりますけれども、飲料水 10Bq/kg、牛乳 50Bq/kg、一般食品 100Bq/kg、乳児用食品 50Bq/kgということで、こちらの4つの区分で基準をつくっております。

こちらが、先ほどの食品の区分について、考え方、どうしてこの4つにしたのかということを示したものです。一応参考になりますので、後で詳しくご覧いただければと思うんですが、簡単にご説明いたしますと、まず飲料水は全ての人が飲みますし、摂取量も大きいということ、あとはWHOという機関が指標値として10Bq/kgを示しているという

こともありましたので、こういった飲料水 10Bq/kg ということで基準をつくっております。また、食品安全委員会のほうから、小児の期間については感受性が成人より高い可能性という指摘もございましたので、子どもの摂取量が多い乳児用食品であるとか牛乳についてはカテゴリーをまた別途設けております。また、そのほかの食品は一般食品として一くくりの区分にいたしました。この一くくりにしたということで、私は肉をよく食べますとか、私は野菜をよく食べると、そういった個人による摂取量のばらつきというものを、そういった影響を最小限にできるというふうに考えております。また、わかりやすい規制になるかと思えます。これはほかのコーデックス委員会などの国際的な考え方も整合性のとれた区分になっております。

では、なぜこの年間 1 mSv に設定しているんですかということなんですけれども、これはまず 1 つ目に、科学的な知見に基づいた国際的な指標に沿っているということで、食品の国際規格をつくっているコーデックス委員会というものがございまして、そういった国際機関があるんですけれども、ここの指標で年間 1 mSv をもとに基準をつくるというふうにガイドラインが提示されているということが、まず 1 つございます。

また 2 つ目に、合理的に達成可能な限り低く抑えるべきという、汚染物質に関する規格基準設定の考え方というものがございまして、これまでモニタリングを 1 年、震災後ずっとやってきたわけなんですけれども、多くの食品からの放射性物質の検出濃度というのは、大分、時間の経過とともに低く、相当程度低くなってきているということもありまして、1 mSv に基づいて基準を設定しても、長期的に合理的な方法で管理ができるということになってきたということがございます。

次に、今回の基準値では放射性セシウムにだけ基準値が設定されていますけれども、放射性セシウム以外の核種がどのように考慮されてるかということをご説明いたします。

新たな基準値では、事故で放出された放射性核種のうち、半減期が 1 年以上の放射性物質の全てを考慮の対象にしております。具体的には、セシウムのほかストロンチウムであるとかプルトニウム、ルテニウムなどが含まれます。ただ、この考慮の対象とした核種のうち、セシウム以外というのは非常に測定の間がかかるというものがございます。そこで、全ての核種による人体への影響のうち、セシウムによる影響の割合がどれくらいかということ計算いたしまして、そこから逆算して線量の合計が 1 mSv を超えないようにセシウムの基準値を設定しているということとなっております。このように、セシウムを代表して測定することによって、ほかの核種についても影響についても管理ができるということとなっております。

これは事前のご質問にもありましたように、シーベルトとベクレルというのがどういう関係ですかというのもございましたけれども、どのように年間 1 mSv から、今回の一般食品の新基準値 100Bq/kg というのを算出しているかということをご説明いたします。

まず、年間 1 mSv から、飲料水について基準値を 10Bq/kg として、そこから飲料水の線量をまず差し引くということになります。残りを一般食品の線量、0.9mSv ですね、それを一

般食品に割り当てる線量といたします。

日本の食品全てが、放射性物質が基準値いっぱいにあるというわけではないので、その流通食品に占める国内産の食品の割合、これが大体 50%、実際、国内産の食品の割合は 40%とかなんですけれど、これを 50%ぐらいが基準値レベルとして仮定して計算をしております。

この、ここがシーベルトで、ベクレルが X になってるんですけども、1 kg 当たりで、年間どれぐらい食品を食べますかということでこの摂取量と、あとは先ほどの説明にもありましたように実効線量係数というものがございますので、こちらを掛けて、X を出すと 120Bq と出てくるんですけども、さらに安全の域を見て 100Bq/kg にしています。そういった、こういった形の式で 100Bq/kg というのを算出しております。こちらは、あくまで考え方ということですので、実際どういう細かい計算をしたかということについては、厚労省のホームページのほうで、審議会の資料で細かくそういった式のほうも書いてありますので、もしご関心があればご覧いただければと思います。

摂取する食品の放射能、放射性物質が 1 kg 当たり何 Bq までならば、食品からの年間の合計線量が 1 mSv におさまるかという値を、これを限度値と呼ぶことにいたします。先ほどのは限度値の計算だったんですけども、ここはそれぞれ年代によって食べる量とか、いろいろ異なってきますので、それぞれ何 Bq まで含まれていれば、0.9mSv におさまるのかというのを各年代別に細かく計算をいたしました。その結果、13 歳から 18 歳というのが一番限度値が小さいということになりました。これは、やはり 13 歳から 18 歳の人が一番食事をよく食べるということで、こういった形で厳しい数字になっているんですけども。そこからさらに安全側に立って、120 Bq/kg までは、120 Bq/kg まで食べても 0.9mSv におさまるんですけども、さらにそこを切り下げて基準値を 100 Bq/kg というふうに設定をしたということになっております。このため、どの年齢の方も考慮された基準値というふうになっているのがおわかりいただけるかと思えます。また、乳幼児にとっても、限度値は 460 Bq/kg とあるんですけども、100 Bq/kg と比べて大きな余裕があるということがおわかりいただけるかと思えます。

また、牛乳と乳児用食品につきましては、子どもの配慮の観点で設ける食品区分ということですので、もしこれらの食品の全てが基準値レベルだったとしても影響のない値ということで、100 Bq/kg の半分の 50 Bq/kg というのを基準値としております。

こちらは乳児用食品と牛乳の区分になりますので、参考になりますので、ご覧いただければと思います。

こちらも参考になりますけれども、製造、加工食品の基準値適用の考え方ということで、実際に食べる状態に基準値を適用するものというものをこちらに挙げております。干しシイタケとかは乾燥したままでは食べませんので、それは水戻しにした状態で測って、基準値を満たしているかどうか確認するというようになっております。油なども、油の原料の米ぬかとかは、そのままではなかなか食べないのかなということで、それは絞って出てきた

油で基準値を適用すると。こういった基準値の適用の取り扱いについて説明したのになります。

こちらも参考ですけれども、新基準値を施行したときに、暫定規制値を適用する食品ということで経過措置というものを設けております。4月から新基準値が始まったんですけれども、それ以前に作られていた加工食品などはその賞味期限までは暫定規制値を満たしていればいいという、暫定規制値を適用するということになっております。また、お米や牛肉など、大豆もそうですけれども、お米などは1年に1回しか作らないということ、1年1作の農作物ということで、去年のものがまだ流通しておりますので、去年のものはまだ暫定規制値を想定して作られているということで、今年の収穫期が終わるまでは、お米は6カ月間、大豆については9カ月間、経過措置を設けているということになります。牛肉についても、冷凍保存されているものが多いということで、それが一定程度消費されるまでの期間として6カ月の経過措置を置いております。

先ほどもご説明したように、暫定規制値についても一般に健康への影響はなく、安全性は確保されているというふうに評価されておりますので、この経過措置期間、この暫定規制値適用のものが何か問題があるというわけではなく、こちらは暫定規制値に適合していれば、一般的に問題はないと考えております。

これは、同じ話をもう一度することになってしまいうんですけれども。仮に全ての一般食品の50%、乳児用食品だと100%が基準値上限レベルだったとした場合、1年間に普通に食事をしたときにどれぐらいの放射性物質を摂取するかという線量の合計ということになります。こちら、先ほどと同じになりますけれども、13歳から18歳は食品のそもそもの摂取量なども多いので、一番高い値にはなるんですけれども、これでも1mSvよりは低いという状況となっております。

さらに、昨年9月と11月に、東京都、宮城、福島で実際に流通している食品、これを購入して調査した結果、食品のセシウムの線量はどれぐらいかという、マーケットバスケット調査と呼んでいますけれども、そういった調査をしております。これは食品を購入する際はできるだけ地元産のものを買ってきて、選んで調査をしているというものです。紺色のこの、ちょっと見にくいんですけど、黒い部分ですね、こちらが購入した食品を1年間食べ続けたとして、セシウムから受ける線量を示しています。東京では0.002mSv、宮城は0.0178mSv、福島は0.0193mSvということで、非常に小さい値になっていることがわかるかと思えます。

ここの黄色い部分、これは先ほども食品安全委員会さんでもご説明がありましたが、カリウム40という、もともと天然に含まれている放射性物質があるんですけれども、そこから受ける線量というもので、これは大体どこの地域も同じぐらいで、0.2mSvというふうになっております。ですので、こういったカリウムと比べても、実際セシウムからの影響というのは非常に小さいということがわかるかと思えます。

こちら自然から受けている放射性物質、放射線の量ということで、日常生

活を通じた線量をあらわしたものになります。先ほども食品安全委員会さんからご説明ありましたが、日常生活の中でいろいろなところから年間 1.5mSv、被ばくしているというふうに言われています。その中で、食品からは 0.41mSv ということになっています。一方で、先ほどご説明しましたように、セシウムからは福島で 0.019mSv といったことで、0.41 mSv と比べると小さい値にはなっているということになります。

次に、検査体制ということで、放射性物質の検査をどういうふうに行っているかということについてご説明をさせていただきます。

原発事故後、食品中の放射性物質についてはモニタリング検査を進めてきております。モニタリング検査は、全国の自治体、17 都県と言われている自治体を中心に、その自治体において検査計画をつくって、それに基づいて検査をしているということになります。この検査計画については、国で原子力災害対策本部というところがございます、そちらが食品中の放射性物質の検査はこういったふうにしてくださいというガイドラインをつくってございまして、それに基づいて各自治体が検査計画をつくって検査をしているということになります。

この 17 都県というのは、これまで複数の食品、食品の出荷制限というものが、後でご説明いたしますけれども、出荷制限、要はその地域のこの食品については出荷してはいけませんよという指示の対象になったことがある自治体と、出荷制限は指示されていないけれども出荷制限の指示された自治体の隣の自治体、こちらを合わせて今 17 都県あるということで、そちらの自治体が基本的に中心に検査をやっているということになります。それ以外の自治体においても、できるだけ検査をやってほしいということで我々のほうも言っております、実際検査はやられているという状況になります。

検査の実施状況になりますけれども、昨年 3 月 18 日以降、今年 3 月末までは約 14 万件、そのうち暫定規制値の超過が約 1,200 件という結果となっております。本年 4 月 1 日から 8 月 27 日までのデータになりますけれども、これまで約 8 万 9,000 件検査をしております、うち基準値超過は 1,249 件という、そういった結果となっております。

この検査計画、先ほども説明しました原子力災害対策本部が策定したガイドラインということなんですけれども、ここはどういったことが書いてあるのかということなんですけれども、国が都道府県に検査の対象品目や検査頻度を示して、放射性セシウムが高く検出される可能性があるもの、そういったものを重点的に検査をしております。

対象品目については、これまで過去に基準値を超えたものであるとか検出レベルの高い食品、あとは牛乳とか肉とか、飼養管理の影響を大きく受ける食品、水産物と流通品、そういったものが対象品目になっております。

区域や頻度については、どれぐらい検出されているのかとか、どこで何が生産されているのかとか、そういった状況に応じて検査を実施することになっております。

これはちょっとわかりにくいんですけれども、これは検査については品目ごと、あとは市町村ごとといった形で、過去の検査結果とか、そういった品目の特性を考慮して検査計

画をつくることになっているという趣旨の表だにご理解いただければと思います。

こちらの左側が、過去に複数の品目で出荷制限が指示された自治体になります。こちらが、出荷制限が1つ、もしくは指示されていないけれども指示された県の隣接の県ということになっております。これで合わせて17都県ということで。内容についても、出荷制限が複数品目で指示された自治体については、より検体数であるとか頻度であるとかが、より、こちらよりも多くやるというふうに定められています。

こちらが、実際に放射性物質の検査の手順ということになりますけれども、放射性物質の、今、食品中の放射性物質の自治体で行っている検査というのは、精密な検査、これがゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法というんですけれども、こちらと、あとは早く短時間で多数の検査を実施できる、そういったスクリーニング検査、これを組み合わせて、実際に検査を実施しています。

測定の流れですけれども、こちら、まず細かく食品を均一に細切、細かく切って、はかって、専用の容器に詰めて、それで測定器で測定するということになります。その結果について解析を行って、基準値への適合を確認すると。実際、検査はこういった流れで行われております。

次に、基準値超過した食品の取り扱いと出荷制限についてご説明いたします。

原発事故後、原子力災害対策特別措置法に基づきまして出荷制限というものが指示されるんですけれども、この設定、解除の考え方といったものについて説明をさせていただきます。

こちらが、その放射性物質が検出されたものについての対応の流れになりますけれども、まず今自治体のほうで行っている食品衛生法に基づく検査で基準値を超えた場合は、この同一ロットについては法違反として処理がされるということになります。これは、処理というのは、回収であるとか廃棄が行われるということになります。さらに、検査の結果、汚染の地域的な広がりというものがある場合には、原子力災害特別措置法に基づいて出荷制限というものが指示されるということになります。これは内閣総理大臣から県知事宛てに出荷制限の指示が出されまして、その地域全体について、もしかすると基準値以下のものもあるかもしれませんが、その地域でつくられるものは全部もう出荷しないでくださいという指示を行っているということになります。さらに、高濃度、著しく高い値が確認された場合には、摂取制限というものも、これは自家栽培なども含めて食べないでくださいという摂取制限というのも出す仕組みというふうになっております。

出荷制限につきましてはこういった形で、今説明したような形で設定はしているんですけれども、設定の解除というものもございまして、こういった要件を全て満たせば、要はそこからもう基準値を超える食品が出ないということ、検査なりいろいろ、放射性物質の低減措置などを行って、そういったことをきちんと確認した結果、その自治体から申請があった場合に、要件を満たして問題がないということであれば解除はされるという、そういった要件もございます。

これが実際に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象品目ということで、8月27日時点のものです。この太い字で下線が引いてあるものは、今年の4月1日以降に出荷制限が指示された品目ということになります。こちらが県名で、どこの地域でということを示していますが、傾向といたしましては、露地栽培の原木シイタケであるとか、あとは山菜、山菜はもうシーズンが今はもう終わっているんですけども、あとは水産物であるとか、野生鳥獣ということで野生のイノシシとか、そういったものが比較的基準値を超える傾向があって、実際そういったところの出荷制限の指示が出されているというような状況となっております。

今、厚労省における一連の流れをご紹介してきたんですけども、ここからは、実際検査を行ってますので、その検査結果について簡単にご説明をさせていただければと思います。

厚生労働省のほうでは、自治体が行った検査については毎日自治体から報告がございしますので、そちらを取りまとめて公表を每晚しているという状況です。ホームページに、これまでの検査の結果というのは、全て掲載しております。

こちらが品目ごとのモニタリング検査の経過を取りまとめたものですが、青といますか薄いほうが福島県で、赤いのがそれ以外の県のデータということです。放射性物質の濃度はスケールが違うので、ご注意ください。

全体に一般野菜などは、当初はいろいろ報道もありまして、汚染の心配を皆さんされた方も多かったかと思うんですけども、当初は原発から放出されたヨウ素などが降ってきて、降下して汚染されていたと考えられてまして、それで最初の頃は検出はされていんですけども、その後、7月以降はもうほとんど検出はされていないという状況となっております。

キノコ類なんですけれども、春と秋に収穫が多いので、この時期の検査のデータが出てくるんですけども、まだどうしても高い数字が出てきているという状況となっております。今年の秋にまたキノコ、収穫の時期になりますので、そちらのデータもきちんと見ていく必要があるのかと思っております。

果実と種実、これはいろいろな種類が入ってるので何とも言えないんですが、若干最近低目になっているということです。

水産物についてですけども、特に福島の水産物が大丈夫なのかというご懸念がある方が多いのかなというふうに思っていますけれども、今現在、福島県のほうでは40種類の魚、水産物ですね、貝とかそういうのも含めまして40種類の水産物について出荷制限が指示されているという状況になります。福島県のほうは昨年3月以降ずっと漁をしていないという状況でございまして、制限をかけてるものもかけてないものも、基本的には出荷はされていない状況というのが実情となっております。今年の6月から、タコとか貝、バイガイといったものを試験的に漁獲して、そういったものを少しずつ加工して販売するというのを始めている状況ではありますけれども、ほとんどまだ、ごくごく一部をそういった

形で試験的にやっているという状況となっております。値についても、全体的に下がってきてはおりますけれども、やはり値が高く出てしまうのが、沿岸の底のほうにすんでいる魚であるとか、あとは他の魚を食べるような魚では値が少し高く出るような傾向がございます。

牛肉なんですけれども、牛肉については昨年7月に汚染稲わらの問題がありまして、その頃高い数字が検出されておりますけれども、その後は餌の管理も進んで、農水省さんのほうで餌の管理もやられてきたということで、今はもうほとんど検出はされていないという状況となっております。

それ以外の畜産物についても、若干少し検出されてはおりますけれども、非常に値は低い値ということとなっております。

乳も同じように、最近は余り検出されてません。

穀類、お米なんですけれども、これは秋に収穫されるので、データが秋に集中するというので、今年度がまだ検査されてませんので、これから徐々に検査が行われていくという状況となっております。

以上、ちょっと大まかでしたけれども、基準値の設定と検査体制について説明をさせていただきました。

今ご説明したような内容につきましては、全て厚生労働省のホームページに掲載しております。こちらの中で、昨年3月からの検査データについても全て公表しておりますので、是非ご覧、参考にしていただければというふうに思います。

これはまた参考で、検査体制、もっと検査してほしいというご要望を非常に強く我々も受けますので、国のほうでいろいろ県の検査を支援したり、実際に国で検査をしたりということもしてまずよというご紹介になりますので、参考として見ていただければと思います。

以上で終了といたします。ご清聴ありがとうございました。

○司会（消費者庁 金田） それでは引き続きまして、農業生産現場における対応について、農林水産省丹菊よりご説明いたします。資料3をご覧ください。

○丹菊（農林水産省） こんにちは、農林水産省の丹菊と申します。今日はどうぞよろしくお願いたします。

私からは、農業生産現場における対応というテーマで、事故以降農林水産省がどのようなスタンスでこの問題に取り組んできたのかということ、それから、それぞれの農産物の品目ごとに、実際の検査結果、これは先ほど厚生労働省さんが説明した検査の結果を品目ごとに少し詳しく見て、それから、今、福島県を中心とする被災県の皆さんが実際に農業生産現場でこの問題に一生懸命取り組んでらっしゃいますので、そういうことについて説明させていただければと思います。

まず、農林水産省の対応です。私ども農林水産省は、生産現場を担当するという立場から、国民の皆さんに安全な食品を安定的に供給するという、そのことを我々の一番の義務、責務として、この問題に取り組んでまいりました。その中で、さっきご説明のあった食品衛生法の基準値、これを超えるような農林水産物が生産されて流通することがないように、関係都県の皆さん、それから厚生労働省さんほかの関係機関の皆さんと連携して取り組んできた次第です。

さてそれでは、農産物の品目ごとのお話をしたいんですけども、その前に、どういう経路で農産物が汚染されるのかということのを少し皆さんと考えてみたいと思います。

こちらにスライドがあるんですけども、まず左、これは事故の直後に起こったことです。原子力発電所から大気中に放出された放射性物質が上から降ってきて、それが畑に植えてあった野菜に落ちて、直接農産物が汚染されるということが起こっております。これは事故の直後に起こったことでして、放射性ヨウ素の影響が大きかったですし、畑で広がった形でぺたっと生えているハウレンソウとか、いろいろ葉物の野菜ですね、そういったもので高い放射性物質を含むものが見つかって、ニュースにもなったことを皆さんご記憶かと思えます。

その後、野菜は、だんだん植えかえられていくわけなんですけれども、畑を耕しまして、新しい作物を植えます。そうしますと、土の表面に落ちてきた放射性セシウムが、耕すことで全体に少しまざっていきます。それを、後から植えた野菜が今度は根から吸ってしまって、新しく植えた野菜が放射性物質を含むということが起こってまいりました。これが夏以降ということになります。

真ん中の、果樹やお茶ということですけども、果樹やお茶は木ですから、根が深く張っています。地面に落ちた放射性セシウムは基本的に土にとってもくっつきやすいということが言われておりまして、すぐに果樹やお茶の生えている根の部分まで行くことはないのですけれども、そのときに葉っぱについたり木についたりした放射性セシウムが植物の体の中で移動して、果物の実のほうに行ったり、お茶であればお茶の葉、新芽のほうに行ったりという形で、私たちが食べる部分から放射性物質が検出されるという、そういうことが起こっています。

こういうことを考えながら、検査の計画ですとか対応ということをやっつけていかななくてはならないということになります。

ではまず、野菜とお茶、それから果物についてご説明したいと思います。

まず、検査結果ですけども、これ、さっき厚生労働省さんがご説明したものと元データは同じです。野菜等の放射性物質調査結果ということで、ここに表があります。

一番左、これが野菜の去年、事故の後3カ月ぐらいの図ということですけども、当時の暫定規制値 500 Bq を超えるものが一定程度見つかっております。これは、今ご説明したように、降ってきた放射性物質が表面について、それで野菜が汚染されたということが一番大きな原因と思われまます。その後、7月以降、新たに植えられた野菜のシーズンになっ

てからは、それまでの倍以上の件数を検査しているんですけれども、暫定規制値を超えるものというのはごくわずかです。そういう意味では、降ってくる放射性物質の汚染よりも、根から吸うほうは大分濃度としては薄いということが言えるかと思います。

それから、果物やお茶ですけれども、まず果物については、一定程度、暫定規制値を超えるものが見つかっております。これは、申し上げましたように、植物の体についたものが木の中で移行していったり、あるいは事故が起きたときに花がついていたもの、実の小さいものといったもので高い値が出ています。それから、こちら、お茶ですけれども、お茶についても高い値が出ています。

それでは、このように野菜や果物やお茶から高い放射性セシウム、放射性物質が検出されている中で、どういった対策をとってきたかということなんですけれども、大きく分けて2つの対策をとっています。1つは農業生産現場で放射性物質を減らすための取り組みを徹底してやりましょうということ。それからもう一つ、①の取り組みをしながら、今度は収穫した後の野菜とか果物について、先ほど厚生労働省さんがおっしゃったような検査をやりまして、出荷前にきちんと押さえていくという、この2つの方法で安全を確保してまいりました。

まず、放射性物質をできるだけ吸収しない取り組みということで、こちらのスライドは果樹やお茶、木でどんなことができるかということになります。

まず、果物ですけれども、果物は木についてしまった放射性物質が果物の体の中で移動していく、そして実に行ってしまうというのが、一番心配されることですので、まず樹体についてしまった放射性物質をできるだけ減らすために、樹体の表面の粗皮を削るといったこと、あるいは粗皮を削れない果物については果物の木全体を水で洗って、ついた放射性物質を落とすといったようなことが行われています。このようなことを福島県ではこの冬、一本一本一生懸命やってこられたということです。

それからお茶についても葉や樹体に付着した放射性セシウムの影響が大きいと考えられますので、剪定や整枝、要はふだんよりもずっと深く刈り込むことによって、ついてしまった放射性セシウムを落とすという取り組みをしております。このようなことをして、次、今年どうだろうかというようなことを見ていこうという、そういうことであります。

収穫後の放射性物質調査なんですけれども、こちらはさっき厚生労働省さんからかなり詳しく説明がありましたように、よりきめ細かく汚染の状況を把握するために、この市町村でこれだけの検体数、これだけの頻度で検査してくださいといったようなことを明示されて、皆さんで取り組んでいるということになります。

それから、農地の土壌、それから生産資材に関する取り組みです。

まず、農地の土壌の除染、農地の除染ということなんですけれども、例えば事故後耕していない地域については、土の表面に放射性セシウムがたまっていると考えられますので、その土の表面を剥ぎ取って、廃土の処理という問題はあるんですけれども、それで放射性セシウムを除去するという方法。それから、一旦耕作してしたところにつきましては、上

層の土と下層の土を入れかえ、反転耕というんですけれども、植物の根があるところに放射性セシウムがないようにすることで、放射性セシウムが植物に移行することを防ごうという、そういったこともやっています。

それから、肥料等の資材についても取り組みをしております。今回は肥料のご質問もいただいたんですけれども、肥料というのは大量の土に少し混ぜるものですし、土から野菜への放射性セシウムの移行係数は、一番多いのが芋で最大 0.3 ぐらい、少ないものでは 0.0 幾つということなんです。

しかし、肥料というのは割と全国に流通していくものですので、汚染を広げないという観点から、肥料の暫定許容値を設けております。これは 1 kg 当たり 400 Bq となっております。それに基づいて検査を行って、許容値を超過するものについては利用の自粛などをお願いしております。この検査は、農産物で基準値を超えるようなものがあつた地域ですとか、あと肥料の原料、堆肥がありますので、汚染された稲わらとか餌が流通した地域、そういったところで調査を行っていただいております。

このような取り組みをしまして、これが 4 月以降の結果になります。野菜については 7,400 件中 2 点、果実については 4 件基準値を超過したのがありますけれども、全体として昨年と比べるとかなり検出割合は下がってきているということが言えると思います。

次に、米です。お米については、昨年度作付制限を行いまして、作付を行ったところについては重点的な調査を行っております。

こちらなんですけれども、3,200 件の検査を行いまして、99.2%が 50 Bq より低いことがわかりいただけると思います。それから、福島県だけ見ましても 1,276 点の検査を行いまして、98.4%が 50 Bq/kg 以下という結果でした。ただ、この一連の検査の後、自主的に検査された米から暫定規制値を超える米が見つかりました。これを重く受けとめまして、農林水産省と福島県で対策をとってまいりました。

2 つのことをやったんですけれども、まず、空間線量が高い地域など緊急調査を行いました。2 万件を超える件数の調査を行いました。それからもう一つ、暫定規制値を超えた米が出たわけなんですけれども、どうしてそこでだけ特別に高い値の米が出てしまったんだろうということをもう一度原因を究明しまして、そして今年度の作付につなげようということで、調査を行いました。

まず、これが緊急調査の結果です。福島県で 2 万 3,247 戸の検査を行いまして、「検出せず」がこの数、100 以下がこの 2 つの 2 万 6,000 件ちょっとということになります。暫定規制値を超える米を生産した農家は 2 万 3,247 戸のうち 38 戸ということでした。我々としては、ここは高いだろうというところをシラミ潰しに調べて 38 件ということだったので、比較的限定された、決まった地域で出たという印象でした。

要因解析について、これはまだ中間報告なんですけれども、ご紹介したいと思います。

まず、暫定規制値を超えた放射性セシウムを含む米が生産された農家では、まず土壌中の放射性セシウム濃度が高かった。当たり前なんですけれども、同じぐらい土の中の放射

性セシウムがあっても、隣では出ないけど、こちらでは出るといったようなこともありました。

それはなぜかということなんですけれども、まず1つ。カリウムというのは、中学校の理科で習ったかもしれませんが、植物の重要な栄養素の一つでして、肥料の主要な成分でもあります。普通、水田でカリウムの肥料が不足するということはないんですけれども、この暫定規制値を超えた放射性セシウムを含む米があった田んぼでは土の中のカリウムが非常に少ないということがありました。

ここに表がありますけれども、こっちがカリウムの濃度、こっちが米の放射性セシウム濃度です。カリウムが低いところで、米に高い放射性セシウムが出ているということがありまして、どうも、カリウムが足りないために、植物がカリウムのかわりにセシウムをよく吸ってしまったのではないかということが1つ考えられました。

それからもう一つ、そのような農家は、山の中にある非常に狭い水田が多く、広くたくさん米をつくってるというところではありませんでした。そういう田んぼは大型の農業機械が入りませんので、耕うん、耕す深さが浅いということがあります。

そのため、ここに表があるんですけれども、表面に非常に高い放射性セシウムがたまっている。一方で、根張りが、稲の根の張る深さが浅くて、これは稲株を抜いたところ、農水省の職員が行って実際に抜いた写真なんですけれども、ぽこっと抜けてしまうような、非常に根張りが浅いところが多かった。ということですので、要は土壌の上のほうに放射性セシウムが濃くたまり、そこに浅く稲が根を張って吸ってしまったということがあるのかなということがもう一つ、考えられたところです。このようなことで、今年例えばカリウムの肥料をきちんとやるとか、耕うんをきちんとするといったようなことで対策をとろうということなんです。

平成 24 年産の米をどうしようかということなんですけれども、まず作付制限、それから収穫後の検査という、この2つの組み合わせで安全性を確保したいと考えました。まずは、平成 23 年度の米の調査結果をもとに、作付制限をする地域。それから、作付制限はしないけれども、事前に出荷を制限、全部の米にまず先に出荷制限をかけまして、その後とれた米の全量を管理し、とれた米の全袋、全ての袋を検査するということで出荷をしていくという、そういう地域。それから、それ以外の地域につきましては、昨年と同様、抽出検査による安全確保という形で進めてまいりました。

ちょっと見づらいんですけれども、福島県の地図です。この濃い黄色のところは作付制限をしたところ、薄い黄色のところは今お話しした、事前に出荷制限をして米の全量管理、全袋検査を行うという地域になります。

これは、すいません、福島県では8月の終わりから出荷が始まっております、このようなベルトコンベヤー式の機械を使いまして、米の全袋検査をしているところです。これは測定試験の様子なんですけれども、こういう形で米の袋をそのままベルトコンベヤーに通します。なかなか、ベルトコンベヤー式というと、そんなに手がかからないと思えるか

もしれないんですけれども、米袋を載っけて、おろして、積んでということで、それなり
の人数が必要ということでありましてけれども、これを福島県は先ほどの薄い黄色の地域で
とれる全ての米で、全ての袋の検査をしようということで今やっているところです。

次に、畜産物のお話をさせていただきます。

畜産物について、まず原乳、乳なんですけれども、事故のすぐ後に暫定規制値を超えた
ものが出て少し話題になりました。ただ、その後、4月以降についてはほとんど高い値
は出ておりませんで、これは放射性セシウムの結果ですけれども、全てが50 Bq/kg以下と
いうことになっています。

牛肉につきましては、先ほどもお話がありましたけれども、昨年7月に、汚染された稲
わら、原発事故のときに圃場で乾かして、そのままずっと置いてあった稲わらを牛に
与えたことが原因で、高い値の放射性セシウムを含む牛肉が見つかりました。その後、全
頭あるいは全戸検査ということを行いまして、牛肉の総検体数は非常に多くなっておりま
す。

牛以外、豚肉と鶏なんですけれども、これら稲わらを食べたり牧草を食べたりというこ
とは余りなく、輸入された飼料を使うということがほとんどで、大部分で100 Bq/kg以下
ということになっています。

畜産物について、どんな取り組みを行っているのかということですが、畜産物に
ついては、まず飼養管理、特に餌の管理を徹底するということが一番大切です。それから
その上で、畜産物の放射性物質調査をやって、安全を確保していくということになります。

まず、飼養管理の取り組みとして、餌についても暫定許容値、これ以下の餌をあげてく
ださいという基準をつくっています。

それから、家畜の飼養管理等の徹底ということで、新しい基準値に合致した飼料に速や
かに切りかえてくださいということや、あと牧草地ではなかなか放射性セシウムの濃度を
下げられないというところもありますので、そういったところでは代替飼料を確保して、か
わりの飼料を確保して牛に与えてもらうとか、草地の除染に取り組んでいただくといった
ようなことをやっています。

これは検査ですけれども、牛肉の全頭・全戸検査とか乳の調査の頻度ということで、こ
こに書いてあります。さっき厚生労働省さんからご説明がありましたので、省略します。

これが4月以降の結果なんですけれども、原乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵で、基準値を
超えるものはほとんどないという状況になっています。

次に、キノコです。キノコはかなり暫定規制値を超えるものが出ております。

ここに原木シイタケ、菌床シイタケ、山菜ということで書いてあるんですけれども、原
木シイタケでは500 Bqの暫定規制値を超えるものもかなり出ておりますし、100から500
の間のもも、これぐらいあります。ただ、菌床シイタケ、すみません、原木シイタケと
菌床シイタケというのは、スーパーでも表示をしてあるので、皆さんご存じだとは思っ
たんですけれども、原木は木に直接菌を植えて時間をかけて栽培されるもの、菌床はおがくず

などを固めた菌床で育てるわけなんですけれども、菌床のほうではほとんど出ていないという状況です。あと、山菜については、やはり高いのが出ています。

キノコについてはまず原木、キノコの原木から管理しなくてはならないだろうということです。安全なキノコの原木を使っていただくということ。福島県というのは原木の主産地でもあったわけなんですけれども。そういったものを使ってらっしゃるところで、きちんと新しいきれいな原木への切りかえをしていただいています。

これがシイタケの4月以降の検査結果ということになりますけれども、やはり原木シイタケとか山菜で基準値を超えたものが出ています。

次に、水産物です。

海水に対する質問が事前にあったんですけれども、海水とか海底土について文科省を中心としてモニタリングがされているところです。原発事故の後、海に大気中から降ってきたり、あるいは原発からの汚染水、それから川から海に流れ込んでという形で、海に放射性物質が流れていきました。それらのものは、もちろん大量の海水で薄まり、あるいは海流で流されということで、だんだん拡散されながら、少しずつ海底にたまっていったことになります。海底にも土があるわけなんですけれども、それも海底流に沿って少しずつ拡散していきまして、今現在、海水はほとんどきれいになっていますし、海底での放射性セシウムの量もかなり減ってきてはいます。

ただ、ご覧のように、魚では放射性セシウムの高いものというのが見つかっておりまして、これ、事故後ずっと、7月31日までですので1年と4カ月ぐらいのデータを全部まとめて書いてしまっているんですけれども、100を超えるもの、あるいは500を超えるものというのが、このぐらいあります。この青い部分が福島県でとられたものなんですけれども、さっきの話にありましたように福島県では事故後、昨年度は沿岸漁業は全て自粛しておりまして、福島県の水産物が出回っているということではありません。これは検査のためにとってこられたものです。

水産物については、海の中の管理というのは、現場の管理というのはなかなか難しいので、とれたものをきちんと検査していくというのが対策になるかと思えます。こちらに調査の考え方がありますけれども、内水面の魚種、それから沿岸性の魚種、回遊性の魚種ということで、それぞれ特徴を見ながら調査をしていく。特に、沿岸の魚種では、海の浅いところにいる魚、中層にいる魚、底層にいる魚で、放射性セシウム濃度が高いものの出方が変わってきますので、そういったことを見ながら代表的なもので検査をしていくという形でやっております。

それから、昨年1年間、福島県では漁を自粛していたんですけれども、この6月からミズダコ、ヤナギダコ、あとシライトマキバイという、この3つの種類に限って漁を始めております。そして、最初は福島県内で販売、その後宮城県、それから東京で販売という形で、随時取り組みを進めているところです。この3つを選んだ理由というのは、これまでの調査で、これらのものからはもう今現在ほとんど放射性物質は検出されないということ、

それでもってこの3つを選んで、今慎重に話を進めているということになります。

出荷制限と自主規制について、このような形で取り組んでいるところです。

私からは以上です。時間ちょうどで、最後のほうは早口になって申し訳ありませんでした。ご清聴、どうもありがとうございました。

○司会（消費者庁 金田） それでは、現在3時ちょうどですので、15分間の休憩をとりまして、3時15分から意見交換の部に移りたいと思います。じゃあ、3時15分に再開いたします。

（休 憩）

○司会（消費者庁 金田） それでは、質疑応答、意見交換の部に移ります。

壇上には先ほど講演を行いました3名が上っております。ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。私が指名いたしましたら、係の者がおりますのでマイクをお持ちします。マイクが渡りましたら、できましたらご所属とお名前をお願いいたします。本日も参加いただけなかった方のために情報提供としまして、意見交換の分を含めまして、各省庁のホームページに意見交換の概要を掲載したいと考えております。このため、議事録にご所属、お名前を掲載することを希望されない方にありましては、その旨ご発言いただければというふうに思います。

なお、できるだけ多くの方にご発言いただきたく思いますので、簡潔に要領を得たご発言をお願いできれば幸いです。回答者の側も簡潔な回答を心がけていただければと思います。それでは、質問、ご意見、お願いいたします。挙手をお願いいたします。

○質問者A 徳島の一般市民です。知財のコンサルタントをやっております納と申します。

資料1についての、10ページ、確定的影響というところの、これについてちょっとお伺いいたします。確定的影響として、しきい値が示されていますけれども、この安全基準を決めるときに、これ、シグモイドになってますよね。これ、大体中央にこの変曲点があって、通常の生物的な反応だと思うんですけど。線量を決めるときに安全だというのは、このシグモイドのところのどのあたりで決めていらっしゃるのか。例えば、変曲点を中心に、左側へ例えば何%とかでも、そういうご回答でもよろしいんですけど。それが1点。

それともう一つの質問は、農水省の講師の方にお伺いしたいんですが。実は私、昭和15年の生まれでして、それでお米の統制販売とかいうか、そういう闇米が流れるとかということ子どもながらも経験してるわけですけど。この基準値を決めたときに、例えば何 Bq から上のは流通がだめだとかというような落とし方をしていると思うんですけども、例えばお米の場合に基準値超えても、今の状態だったら幾らでも横流しできるわけですよね。そういうのをどのように規制されているのかということをお聞きしたい。以上2点です。

○司会（消費者庁 金田） はい、では1番目の質問、食品安全委員会から、しきい値、そして確定的影響についてということ。2点目、農水省から、米の基準値を超えたものの横流れがあるのではないかということ。この2つの質問いただきましたので、回答願います。

○久保（食品安全委員会） すいません、ここでしきい値として示している数字、永久不妊のがという数字が具体的に出ているんですけども、この数値については、ここに書かれておりますようにICRPが決めた、決めたというか、出している数値でございまして、その幅につきましては対象とする集団の数とか、あと疫学調査の精度等々がありまして、これが一概に何%の範囲でというふうには私ども、この永久不妊の数字については承知していないというのが現状でございます。我々が出した100mSvというのは、こういう確定的影響、しきい値を用いたものでございませぬので、ここにつきましては、その確定的影響については、すいません、知見を持ち合わせてないというのが現状でございます。

○質問者A よろしいですか。通常、生物反応のときには、この変曲点をとって、LD50とかそういう、死亡率が50%のところとか、有効値が50%のところ、通常こういう確定的影響というのが示された場合には、50%のところをとるわけですけども。それをこの放射能の、放射線の場合は、そういう危ないのはとれないからということで、例えばここが0.1%にとるとか、そういう意味でお聞きしたんですけども。要は、一応これはデータとしてお見せいただいたけれども、そういうことは考えて、採用してない。

○久保（食品安全委員会） すいません、ここはあくまでも、このグラフというんでしょうかね、この図式はあくまで模式的にかかっているものでありまして、そういった正しい確定係数とか、そのデータの幅を反映したものではないということをご理解いただきたいということなんですけども。じゃ実際、このICRPがこういった具体的な数字で3,500mSvという、女性では2,500mSvと出したそのデータの幅、範囲等につきましては、すいません、ICRPのところまでは私ども資料を持ち合わせてませぬので、この場ではお答えできないという整理でございます。

○質問者A それで、こういうものを…。

○司会（消費者庁 金田） ちょっとお待ちください。多くの方にご発言いただく趣旨から、あと一問でお願いいたします。

○質問者A いや、同じことなんですけど。こういうものを考えたとき、例えば干し昆布が2,000Bq/kgであれば、これは例えば確定的影響についてはどの、この線量の部分を何%のところをとっているとかという、そういうもののデータがないんでしょうね、これ。お米だったら幾らとか、それから牛乳だったら幾らとかというのがないんでしょうね、これ。このもののおおのについて、こういう確定的影響のこういうシグモイドのデータがないんでしょうね。

○久保（食品安全委員会） すいません、ご質問の意味が。これはあくまでも、ここに書かれているのは疫学的なデータですよ。人に対する健康の影響を示すデータですね。先

ほどご質問ありましたお米とか昆布というのは、検査結果のデータですけれども、その趣旨というか、ご質問いただいている趣旨がちょっと、すいません、私にはわからないんですけれども。いろんな高いものもあれば低いものもありますし。それを単純平均するのか、シグマで見て幅をとるのか、正規分布してるのかというのがあって、どういうふうな考え方でとるかはいろいろあるかとは思いますが。そういった数値の出し方についてのご質問でございますか。

○質問者A 後で、ほなまた。

○久保（食品安全委員会） はい、すいません。

○質問者A 直接聞きましょうか。

薬のことを言うとするわけですよ。例えば、薬で、毒物の場合に、線量については薬の量が横軸になって、それで縦軸には死亡率というのが出てくるわけですよ。そうすると、横軸に幾らの毒物を、例えば 50 g のものを食べさせると死亡率が 20%とか、100 g やったら 50%とかというのが、当然こう出てくるわけですよ。それを、そのことについて線量についてこれが出てくるから、だから干しシイタケについては線量が幾らのときには影響が何%出るというような、きちっとしたデータがあるのかなのか。あるとすれば、どこのところをこの 2,000Bq/kg でとっているのかということを知りたいわけですよ。エフェクティブ 50%とかリーサルドーズ、LD50、50%とかというとり方と同じようにやってるんでしょうということを知りたいわけですよ。

○久保（食品安全委員会） すいません、これは、干し昆布に書いてる 2,000Bq というのは、あくまでも放射能の量を示してるわけで、体に対する影響を直接示した値ではないということなので、この曲線には直接関係がないということ。それを何 t もとれば、その相当するベクレル数に相当するシーベルト、体に対する影響が積み上がって、大量にとるとやはり確定的影響があると思いますし、ごく少量のレベルで見ますと、左にあります確率的影響のところを読み取らざるを得ないと、そういったことなんです。

LD50 は、化学物質については、そういう動物実験等の判断する場合はよく用いられますし、そこは国際的にも、例えば安全係数を 100 で見ましょうよと、無毒性量にかけ合わせて 100 にしましょうよという、そういう見解があり、そういった評価をさせていただいてるところなんですけども、放射線についてはそこら辺はまだ国際的にもちゃんとした見解がないというような状況でございます。

○司会（消費者庁 金田） ちょっと話をわかりやすくするために補足的に説明させていただきますと、干し昆布を 1 kg 仮に食べたとすると、2,000Bq の値が内部被ばくをもたらす。これを実効線量係数で計算してみると、これはカリウム 40 ですので、概ね 0.0016 か 7 かぐらいの mSv ぐらいの被ばくになるかと思えます。そうすると、その隣のページにありますけど、資料 1 の 8 のところに、日本人の平均の被ばくが年間 1.5mSv なんです、その大体 1000 分の 1 ぐらいの値かなというふうな考えられます。今、非常にラフな計算したんで、数字が今正しいかどうか正確にできませんけども、概ねそのぐらいではないかというふう

に思います。ということで、このベクレルとシーベルトの換算という話が、また難しいところがあると思いますので。もしあれでしたら、終わってからまた追加をお願いします。

○質問者A 終わってから聞かせてください。

○司会（消費者庁 金田） はい。引き続き、米の横流れの問題があるのかどうかという話について。

○丹菊（農林水産省） 農林水産省です。まず、基準値を超えたものをどうするのかというお話なんですけれども、すいません、私がお答えするのはあれなんですけれども。食品衛生法の違反ということになりますので、食品衛生法に基づいて出荷の制限、廃棄ですか、回収といったような取り組みがされることになります。あと、米についてということでしたら、昨年確かに一部、暫定規制値を超えた米がございましたけれども、これらについては全量を隔離しておりますので、それが横に流れているということは、少なくとも去年のものについてはないというふうに考えております。

○質問者A 去年のものについてはないんですけど、今年のものについては、基準値を超えたときに廃棄を強制してるんですね、政府が買い取っとんですね、お米を。

○丹菊（農林水産省） 隔離は去年の話ですが、今年についても廃棄するという義務があるということです。

○質問者A 補償はされないんですか。

○丹菊（農林水産省） 原子力発電所事故との因果関係が明確ですので、もちろん補償の対象にはなりません。

○司会（消費者庁 金田） 申し訳ありません、記録の都合がありますので、発言はマイクを受け取ってから発言をお願いします。

先ほどそちらの方から手が挙がっていたので、そちらの方、お願いします。

○質問者B 鈴木と申します。一般市民です。2点あります。簡単に申し上げます。

まず1つは、今日の説明にないことなんですけど、今回、事故がありまして、問題にして放射線物質ですね、それが総量でどの程度発生したのかということをつかまれてるのかどうかということをお教えいただきたいと。それと、今もまだ発生してると思いますが、そこら辺のことですね、どういうふうに考えてるのか。発生し続けるとですね、完全にとまってるわけじゃないということですね、そこら辺が1つ。

もう一点、お塩のことなんです。今日も説明してもらってないんですけども、海水に関係するのは、魚類、関係ありますけど、福島県に日本の、ご承知のとおり、塩というのは海水を濃縮してつくるわけですね、が中心に我々は食してます。ご承知のとおり、福島県にはかなりの生産量を持つメーカーがありまして、私、5月の時点ではこのメーカーは操業停止をしてるというふうに聞いてます。これは当然ながら、必然的に操業停止してるんじゃないで、現在も操業停止してるのかどうかわかりませんが、そこら辺、現状、そういうことについて、塩の問題は今のところ不足してるとかなんとかということ、ほかのところと融通し合って問題になってないですけども、今後どういうふうになるのか。

今、先ほどの話では海水は世界中につながってるんで、かなり拡散されたとかというご説明ございましたけども、そういうことでしたら、その工場ももう海水を取り入れして、海水を濃縮をして製造できるはずなんですけどね。そこら辺のことをちょっと。

これは、塩はたしか、今日は厚労省、農水省、消費者庁ですか、関連してないですね、財務省なんかな。なんですけど、塩というのはやはり食品の中の大事な、我々、ことなんで、わかる範囲で教えていただけたらと。以上です。

○司会（消費者庁 金田） 2点ご質問いただきました。まず、事故で今、放射性物質がどれだけ発生してるのか、またこれまでどれだけ出たかということです。あともう一つが、塩の汚染についてということでございます。

最初の質問、全般的な質問なんで、私のほうからお答えしますと、事故における放射性物質の排出量、いまだ確定していないというのが現状であるかと思えます。というのも、去年の3月のいわゆる水素爆発があったときのように、大々的に排出されているという状態では既にもうないんですけども、まだ少量ながら、何をもって少量というかはまた難しいかもしれませんが、引き続き、事故は収束傾向にありますますが完全に終わってるわけではないということで、依然放射性物質は排出され、高い濃度が原発の周辺、出てるという状況ではあります。ということで、1番目の質問については、まだ確定できていませんというのがお答えになるかと思えます。

2番目、塩の汚染ですが、厚労省さん、どうですか。

○田中（厚生労働省） 厚生労働省です。すいません、今、過去のデータをざっと見てますけれども、どのぐらい検査されているとか、そういったデータは今手元にはないんですけども。すいません、ご質問とはちょっと違ってしまうかもしれないんですけど、我々、検査データをもとにご説明させていただきますと、今のところ塩で基準値を超えたという事例は、我々の検査のほうでは確認はされていないようではあります。どれぐらいの検査なのかとか、あと福島県さんのお塩の製造工場の状況というのは、申し訳ありません、私のほうでは把握しておりませんので。今後の塩の流通がどうなるかということにつきましても、今お答えできるだけの材料を持ち合わせておらず、申し訳ありません。

○質問者B いいですか。

○司会（消費者庁 金田） じゃあ、引き続きで。

○質問者B ありがとうございます。せっかく食品中の放射性物質の対策に関する説明会ですので、塩は、私そのような答えになると思ったんだけど、ほかの省のことも、塩というのは、我々毎日食してるものですよ。だから、そこら辺は、基本的なことぐらいはひとつ知っていただいた上で、できたらこういう質問に対して、難しい質問じゃございませんのでね、お答えをいただけるような体制にいただけたらありがたいなど、そのように思います。塩はどうしても、切っても切れないものですんでね。当然、だから農水省の関係する水産物に関係はしてるわけですし。私が申し上げたことですね、塩は海水からつくってます。これはご承知ですよ、それぐらいのことはね。これは福島県に大きな

工場があるのも知ってますよね。そこはかなりの、比率的にはかなり大きな生産してるんです、日本国内のね。それがとまっているというのも、5月の時点ではとまっているんです、とまっているということは、生産したら問題があるからとまっているわけですよ。そこら辺の把握はしていただいて、是非我々安心をしたいというふうに考えておりますので、基本的なことぐらいはわかっていただけたらありがたいなと思いますので、これからもこういう説明があるとしたら、よろしく願いいたします。

○丹菊（農林水産省） ありがとうございます。1つだけ、すいません。お塩を1日に日本人が何g食べるのかということを考えると、やはり我々、米とか肉とか、たくさん食べるもののほうに確かに頭が行きがちで。例えば、米をきちんと管理することによって、日本人全体の被ばく量というのは下げられますけれども、お塩を、すいません、お塩が全然わからない上でこんなこと申し上げて大変申し訳ないんですけども、大事なことというのは、たくさん食べられるものについて重点的にやっていくということも一つ、考え方としてはあるというふうに考えておりますので、そこだけ1つお話ししておきます。

○質問者C すいません、非常に素朴な疑問なんですけれども、先ほどからおっしゃられてるように、人体に影響するのはシーベルト量だと。にもかかわらず、規制値のほうはベクレルで規制されてるんですよね、一般食品は100Bqだと。それで、そのベクレルというのは、要するに原子が崩壊して電子が飛び出す1秒間の数だということなので。先ほどちょっとお伺いしたら、カリウム40もセシウムも関係ないんだということをお伺いしました。資料の1の9ページを見ると、通常の食品に含まれる放射性物質ということで、もともとこの表の左から上は、左側は100Bq超えてるんですよね。ということは、左のやつは全部出荷しちゃだめだという意味なんですか。

○司会（消費者庁 金田） まず、ベクレルとシーベルトの違いというご質問と、あと自然放射線を含むものについての食品衛生法上の考え方という2つのご質問だと思いますので、前者は食品安全委員会から、後者を厚生省からお願いいたします。

○久保（食品安全委員会） はい。ここに書かれてありますベクレル数は、カリウム40に相当するベクレル数でございます。これを体内で受けるときは、やはり放射性セシウムと若干、同じガンマ線、ベータ線を出すんですけども、その能力というか強さが違いますので、セシウムに換算すると、その半分の値というふうにイメージしていただければと思います。

これはあくまでも人間がコントロールし得ない話ですので、我々はこういうものがある前提で進化しているということで。これがあるから規制ということは、物理的にはあり得ない話だというふうに私は認識しています。

○司会（消費者庁 金田） 厚生省から何か追加があれば。

○田中（厚生労働省） 同じです。

○司会（消費者庁 金田） よろしいですか。

○田中（厚生労働省） はい。

○質問者C そう影響はないと言いながら、片一方で 100Bq 以上は出荷だめよと言ってるんですから、矛盾してませんか、そこ。

○司会（消費者庁 金田） 自然放射線を持つ食品と、あと今回の福島原発に由来して、原発由来のセシウムが出て、セシウムを基準として規制してるこの考え方について、自然放射線の扱いやカウント、あと原発由来の放射性物質の関係、これは厚労省ですか。食安委ですか。

○久保（食品安全委員会） 要は、そういう事故が、こういう人為的な事故があり、今の現状を客観的に見ると、その追加の相当する部分のごくごくわずかだということは、幸運だからそういうことになったということです。しかし、汚染された地域が現実的にあり、作付禁止とか、出ていないものでも、かなり無視できないようなベクレル数の放射線を持つ食品、玄米、魚類とかそういったものがまだあるということでございますので、国としてはそういうものが我々のフードシステムに入らないように何らかの措置をする必要があるという前提で、今般いろんな規制が行われてるということでございます。すいません、我々、私が言う立場じゃないと思うんですけど、国としてはそういう立場だと思います。

○質問者C ごめんなさい、いいですか。

○司会（消費者庁 金田） 説明を補足しますと、ここに書いてある干し昆布とか干しシイタケを食べても、普通の食生活をしてる分には、この隣のページ、8 ページのところにある食品からの 0.41mSv の被ばくにとどまると。すなわち、日本人の自然放射線による被ばく年間 1.5mSv にとどまるとというのが現状でした。しかし、今般、福島原発事故によって、追加の被ばくというものが生じてしまっていると。その代表例として挙げられるのが、現時点では放射性セシウムであると。そのセシウムを追加で取り込まないようにということで、新たな基準値を定めているというのが現状だというふうにご理解いただければと思います。

○質問者C そうはおっしゃいますけれども、じゃあ検査の現場でセシウム由来の放射線なのか、カリウム由来の放射線なのかというのは区別できないと聞いてたんですけども、スクリーニングではね。だったら、もともとある自然界のものも測っちゃってるわけで、こっちの左のやつはもともと 100 はあるのも普通だというんだったら、全部引っ掛かっちゃうじゃないですか。

○司会（消費者庁 金田） 検査のやり方の問題だと思うので、これは厚労省のほうからお願いいたします。

○田中（厚生労働省） 恐らく、セシウムとカリウムを測って、両方とも区別つかずに測ってしまうというのは、スクリーニング検査という、資料でもご説明した、短時間でたくさん測れる検査、それは基準を超えるものはきちんと把握できるものということでやってるんですけども。その検査で、要は基準を超える可能性があるものが出てきたものについては、また別途、精密な検査と書いていたんですけども、ゲルマニウム半導体検出器、これはセシウム、どこの核種から出てきた放射線かという、セシウムなのかどうか、カリ

ウムなのかという区別はつきますので、そういったところで、最終的には確認検査を行いますので、そこでセシウムの基準値と適合性については確認できるというふうに思っております。

○質問者C ですから、100 前後のものは、それは常時やると思うんですけど、例えば干し昆布なんていうのは、2,000 あるのは当たり前だっとなってるんだったら、これは全量検査してるということですか。じゃあ。

○司会（消費者庁 金田） 検査のやり方の技術的な話になってると思うんですが、イオン化ナトリウムシンチレーション式の簡易検査的なものであっても、検査をするに当たってはまず補正を行いまして、自然放射線、カリウム 40 や、その他の影響を除いた形で補正した上で検査をし、その上でセシウム 134 とセシウム 137 の値を測っているというのが測り方でございます。ですので、普通に流通品の干し昆布を測ってきて、高い値が出たから、これは原発由来だというふうにいきなり決めつけてるという状況ではございません。

すいません、司会の枠を超えて発言してしまいました。失礼しました。はい、どうぞ。

○質問者C よろしいですか

○司会（消費者庁 金田） まだ発言されてない方を優先させてください。すいません、一番端の方。

○質問者D 県在住の井上と申します。資料2の8ページ、影響を考慮する放射性核種の考え方について、説明を聞き逃していたら申し訳ありません、ここに書かれていることというのは、セシウムの量を測って、ほかの核種は測定の場合上0Bqとしているということなのか、それともセシウムが一定量計測された場合、例えばプルトニウムであるとかストロンチウムであるとか、そういったものも一定量考えて、含まれているというふうに書かれているのか、その辺を教えてください。

○司会（消費者庁 金田） じゃあ、厚生労働省さんからお願いします。

○田中（厚生労働省） まさに今おっしゃっていただいたように、セシウムを、ほかの核種の影響も考慮に入れて、セシウムの100Bq/kgというのは設定されていますので、ほかの核種は0Bq/kgということではないです。上の7ページのほうにもあるんですけども、このセシウム100Bq/kgの基準が守られれば、そのほかの、セシウムに対するほかの核種の影響も考慮して、その線量を考慮した上で1mSvを超えないように計算されているということです。ここはどこで見るのかというところは、8ページの表になるんですけども、全ての対象核種の影響を考慮した実効線量係数というところで、それぞれの核種の寄与率というものを含めて計算をしていると。その上で、1mSvを超えない基準というふうにご設定させていただいてるということになります。

○質問者D すいません。その場合、セシウムに対してプルトニウムの量というのは、福島第一原発に格納されていたそれぞれの割合なのか、それとも今まで、実験といいますか、計測した経験値で出されているのか、それはどちらになりますでしょうか。

○田中（厚生労働省） そちらは、こちらの7ページの※のところですね。土壤の汚染の濃度であるとか移行のしやすさのデータとか、そういった実測のデータであるとか、そういったものから年代別に計算して、セシウムに対してそれ以外の核種の線量は全体の12%という割合を出している。ただ、これも最もワーストケースといえますか、12%あると見ているのも、相当安全側といえますか、大分多く含まれてると考えてつくっている基準というふうに考えていただければと思います。

○質問者D ありがとうございます。

○司会（消費者庁 金田） 引き続き、質問、ご意見、お願いいたします。

○質問者E すいません、県消費者協会の斎藤です。丹菊さんにお聞きしたいんですけども、先ほどの資料の16ページ、17ページで、要因の解析されてるんですけども、その実証というか、その要因が正しかったかどうかの実証はしていただいているのか。

もう一つ、すいません、先ほどから実数値、調査してどこから何から出たという数字が出てるんですけども、抜き取りですので、統計処理か、もちろんされてると思いますけれども、科学的な統計処理して、その確率というか、こういう数値で出たので、まず皆さん納得していただいている数字ですよという、統計処理はされてるかどうかをちょっとお聞きしたい。

○丹菊（農林水産省） まず、実証ということなんですけれども、作付制限をかけた場所の中で試験をしております、いろんな除染の取り組みをした後で、実際に米をつくってみて、その結果を測って、どれぐらい効果があったのかということがわかるように今やっているところであります。

抜き取り検査の統計処理ということなんですけれども、それは、すいません、ここを出してあるものが全てです。地域的な広がりがあれば出荷制限をかけるという中でやっておりますので、割合でどうこうということではなく、その一定の中で何件かあれば、もうそこは出荷制限ですという形で一挙に出荷をやめていただくという形で、かなりきつくやっております。

○司会（消費者庁 金田） 引き続き、何か。

○質問者E それでいいんですけど。全部抜き取りですね、その畑のお米全部測るといふようなこと、してない。ですから、どこかで抜いてきてますから。どうしても、そうすると統計としては偏るはずなんです。ですけども、そういうことで、そういう処理して、その数字出たんで、こういうことですので信頼してもらっていいですよという処理ができてるかどうか。ここは実数しか書いてないので、そこらのことだけ、ちょっと教えていただきたい。

○丹菊（農林水産省） まず、去年のお米の結果をご覧ください、あのおりです。抜き取りで検査をした後で、そこから漏れたものから暫定規制値を超えるものが実際出ております。ですので、私たち、できるだけことはやっているつもりではありますがけれども、全くそういうことが絶対ないということは、正直申し上げて、申し上げられないとい

うのは自覚しております。件数を増やすこと、あるいはどこで出やすいのかというのをつかまえにいくことという、できるだけの取り組みを去年から引き続きやっているというのが現状です。

○質問者E はい、ありがとうございます。

○司会（消費者庁 金田） 引き続き、質問、ご意見、お願いいたします。

2人挙がりました。では、そちらの方、先にお願いします。

○質問者F 最近、国産牛よりオーストラリアの牛肉のほうが安心よという声をよく聞きます。そして、「とくしまブランド農林水産物は、安全・安心です」というのに、阿波尾鶏、阿波ポークは入ってますけども、阿波高原牛、よく売ってるんですけど高くって、500gも買って、検査してくださいって持っていけないので。ブランド商品でないのかどうかわかりませんが、29品目にして、牛肉も調べてほしいなど考えております。これ、お願いなんですけど、よろしくお願いします。

○司会（消費者庁 金田） それでは、県庁のほうからお答えいただければと思います。

○徳島県 徳島県安全衛生課の山根でございます。実は、牛肉につきましては、県内の屠畜場に搬入される牛の肉、これをやっております。特定の自治体、昨年8月1日以降なんですけど、117件。県内産につきましては、平成23年8月1日以降94件ということで、十分検査をしておりますから、ご安心ください。

○質問者F 書いてない。書いといてくださいよ。

○司会（消費者庁 金田） 県内牛、県産牛、検査してあるというご回答をいただきました。よろしいでしょうか。先ほど、そちらから手が挙がったんで。はい、お願いします。

○質問者G 上板の消費者協会のほうから参りました木野です。お魚の件ですけど、福島で今も放射能は海に流れてるんでしょうか。海やけんね、ずっとこう流れてくる、徳島県のお魚が安心ということ、絶対言えるんでしょうかね。

○司会（消費者庁 金田） 水産物の安全性、農水省からお願いします。

○質問者G 福島のはあかんけど、徳島のほうはいけるといっても、海って、ずっとつながってますよね。

○司会（消費者庁 金田） じゃあ、まず水産物の安全性、農水省から、そして県庁のほうから補足で県産魚の説明がもしありましたら、お願いします。

○丹菊（農林水産省） 海水のモニタリング、あるいは海底の土、海底の土にいる微生物を食べる、生き物を食べる魚もありますので、そういったものの、要は海水と海底土の検査ですね、こういったことを文科省が中心になってやっております、そしてその結果を見る限りでは、そんな広く汚染されているというふうには私は考えていません。ただ、魚というのは泳ぎます。それで、野菜は畑に生えてるものが隣の県というのはあり得ないんですけれども、お魚は当然ながら、この県にいた魚が回遊してよそまで行くということもありますので、例えば水産庁が各県と話して、隣の県で出た、基準値を超えるものがあつたら、その前後の県ではちょっと重点的にやりましようとか。あるいは川なんかですと水

系が、この山からこういうふうに水が流れているということがわかりますよね。ですので、同じ水系のところでは重点的に検査をやらうとかということで、少なくとも魚の検査についてはそういう形でやっているところです。

○質問者G お国のほうにお願いして、絶対に安全なお魚を食べなならね。よろしくお願いします。

○司会（消費者庁 金田） じゃあ、食品安全委員会からも。

○久保（食品安全委員会） 直接、食品安全委員会とは関係ないんですけども、海のお魚というのは、海水の中にすんでいるわけで、セシウムというのは一つの、塩の一種なんですよね。ですから、海水魚の特徴としては、体から塩分を出さないと、要は干物というか塩魚になってしまいますから、積極的に、とった塩をどんどんと排出する機能というのはすごく強いというわけなんです。ですから、万が一、福島県の汚染された海水で体内に放射性セシウムを取り入れても、そこから離れて、もし徳島県のほうのきれいなところでとれたとして、その過程で、きれいな海を通った過程で、そういう放射性セシウムが全部抜けてしまうということが知られています。海水魚は、だから、ここでとられるものとは、余り心配する必要はないと思います。

ただ、淡水魚は逆に、要するに体内は塩分を持たないと浸透圧とかがうまくいかないんで、塩分を取り込む、とった塩分をずっと中に入れておかなきゃいけない、そういう性質がございまして、淡水魚については、なかなかとったセシウム、塩を外に出しにくいという性質があって、関東近辺のナマズとか、そういったものはなかなか食べれない状況になってるという。そういうふうなことで、ちょっと情報は提供させていただきます。

○質問者G ありがとうございます。

○司会（消費者庁 金田） 県庁から、水産物の検査について何か補足がありましたら、お願いします。

○徳島県 徳島県の安全衛生課でございます。徳島県は、実は県庁のホームページ等でも公開してるんですけど、ゲルマニウム半導体検出器で流通食品、魚なんかも含めまして検査をやっております。今のところ県内の魚から検出事例もございませんですし、そういうところで県のホームページ等を活用しながら、県の流通食品の検査状況についてご確認していただければと思います。

○司会（消費者庁 金田） 引き続き、はい、そちらの方、お願いします。そちらの方、手が挙がりましてので、マイク、お願いします。

○質問者H 徳島市消費者協会の大住と申します。八百屋さんへ行って、シメジ1袋、普通だったら100円超すんですけど、あるところへ盛ってあるのを見たら、30円って書いてあるんです。また、ばかに安いなと思って。ほかの、もう一人の女の方も、これって、日にちがたってとるけん安うにつけてんと違うんって。こんな安うに買うて古いより、ちょっと高うても新しいがええわよやというて話したんですけど。ひよっと袋を見たら、放射性物質の検査が済んでおりますって、赤い字で書いてあったんですけど、ああいうふう

書くのは、何かシメジとかそんなだけに決まっているのでしょうか。

また、復興支援というんでしょうか、農家の方とかの何か支援とかもなさっているのでしょうか。検査はよくしているというんは、よくわかったんですけども。夕べもテレビ見ていると、何か花が咲くやというてね、気の毒な話がある中で一生懸命自立して、復興していらっしゃる農家も多くいらっしゃるような気がいたします。その辺のところを、復興支援というようなところで、ちょっと教えていただきたいと思います。

○司会（消費者庁 金田） ではまず、食品表示について消費庁の私のほうから、あと復興支援の、「食べて応援しよう」的なことを農水省からお話しします。

まず、表示についてですが、検査を実際やったものについて、これは検査をしました、出ませんでした、または何 Bq でしたということを表示すること、これは安全の確保、確認、そして消費者の方の理解につながるもので、可能ならば積極的にやっていただきたいというふうに考えてるところでもあります。ただ、これは義務づけるのは、全て検査するのは無理な状況ではありますので、そこはあくまでも自発的にやっていただければありがたいという段階のものでございます。

「食べて応援しよう」的な復興支援については、農水省から何かあれば。

○丹菊（農林水産省） はい。もうちょっと広い意味での被災地の支援ということなのかなと伺いました。例えば除染の取り組みに対する支援ですとか、あるいは現地に職員がずっと詰めましてアドバイザー的な役割を果たしたりしています。それから、食べて応援しようという話もありましたけれども、例えば農林水産省にも食堂が何軒かあるんですけども、そういったところで積極的に被災地産のものを出して、みんなで食べたり、あるいは売ったり、賛同してくださる方が来てくださって買っていただいたりといったような取り組みもしています。あとは、福島県が自ら PR されるようなものについての予算的な支援ですね、そういったようなこととして、みんなで、限られた税金の中ではありますけれども、協力していきたいというふうに農水省としては考えております。

○司会（消費者庁 金田） では、後ろのほうの方、手が挙がりましたのでお願いします。

○質問者 I 一般消費者の原と申します。徳島県の方にお聞きしたいんですけど、この「とくしまブランド農林水産物は、安心・安全です」というチラシなんですけど。先ほど県のホームページでゲルマニウム半導体で検査したものを発表してるとおっしゃってたのは、すごく低い検出限界値で実際測られてるのを見たことはあるんですけど、こちらの場合のチラシを見せていただいたら、「異常は認められませんでした」とは書いてるんですけど、これが検出限界値が何ぼなのかというのをホームページ上でもちょっと書いていただきたいと思うのと。あと、検体数が 1 検体だけでとまっているものがあると思うんで、例えば阿波ポークだったら、育ててる業者さんというのはたくさんあると思うんで、できればその範囲を広げていただきたいのと。余り関心の、ちょっとしか関心のない人がぱっとこれ見たら、全部安全かみたいにしてしまうところもあるので、この「異常は認められませんでした」というよりも「検出限界値以下」というような表現でちゃんと表現していただき

たいと思います。

○司会（消費者庁 金田） 県庁に、検査についての要望ですので、お願いいたします。

○徳島県 はい、安全安心農業室の板東と申します。よろしく申し上げます。このチラシの検査なんですけど、先ほど安全衛生課のほうで検査したゲルマニウム半導体検出器での検査ではなくて、スライドでもありましたスクリーニング検査ということで、この機械は検出下限値 20Bq ということで、はっきりした数字は出せない、セシウム何ぼとか、そういう核種ごとの数字を出せないということで、こういう形の表現になっております。スクリーニングレベルということで、制限値が 100Bq、4 月以降 100Bq になってますので、100Bq の半分の 50Bq 以上になったものについてはゲルマニウム半導体の精密検査に持って行って、それでセシウムが入っていないということを確認して、こういった形で、ホームページなりこういうチラシで県民の皆様にご紹介しているところでございます。

検体数が少ない、アユとか阿波ポークとか検体数が少ないというご指摘なんですけど、これについては、この検査が農林水産部で JA とか漁協とか、そういった関係団体と協力して定期的に行っているという検査でございまして、1 月に 1 回やってるんですが、その中で提供していただいている検体というのが、1 検体であったり 2 検体であったりという事情もございまして。去年の 8 月から始めてちょうど 1 年たった時点で、この数字でございまして、これから阿波ポークもさらに検体数を増やしていきますし、ほかの少ないアユとかアオリイカについても、さらに検査をやって行って、本県産の農林水産物が安全であるということを確認して、皆様に届けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○質問者 I ありがとうございます。

すいません、あと一つだけ、農林水産省さん方にご質問なんですけど。福島産の米を袋詰めされたやつ、先ほど機械で測られてるん、写真見せていただいたんですが。あれはどのような方式で測っているのかということと、あれも検出限界が何 Bq なのか、お答えいただけますか。

○丹菊（農林水産省） あれは、厚生労働省の定めたスクリーニング方法に沿ったものです。何社かの機械が使われております。写真では、3 社分お見せしました。検出下限値は 25Bq/kg よりも小さいということ。それから、スクリーニングレベルが 50Bq 以上であることというのが条件ですので、その条件に合うようなものが使われているということになります。たしか、全てシンチレーションスペクトロメータだったと思います。すみません、必要であれば、また聞いていただければ調べます。

○質問者 I ありがとうございます。

○司会（消費者庁 金田） はい、ではそちらの方、どうぞ。

○質問者 J 一般の市民です。徳島県の空間線量を県の方にお聞きしたら、そんなに高くないんですよ、安心ですよと言うてくれるんですけども。インターネットで放射能汚染地図というのを閲覧したら、3・11 以降の気流の変化等々の中で徳島県に影響があるという

ふうな、微量ではあるけどもその影響が出とりますよというふうな資料になつとりますけども、これは地域に、地域というか徳島県そのものは評価して、どれぐらいの影響があると思うとんでしょうか、具体的に。

○司会（消費者庁 金田） 空間線量の話、専門の者がいないかもしれないので、私が代表してお答えしますが。

まず、福島原発から排出された放射性物質に由来してる空間線量、放射性物質そのものが、福島や北関東だけではなくて、およそ大気があるところ、世界中に回ったというのは確かです。その意味で、徳島県にも一定の、微量ではあっても、放射性物質が来ているというのは確かです。ただ、それが通常測る空間線量計に影響を与えたレベルかどうかといえ、今数字を持ち合わせていないので、また今日、環境担当の方がいないかもしれないのでお答えできませんが、およそ当時雨が降ったところ、風でブルームが来たところ以外のところで、何か特に空間線量がはね上がったというところはありませんでした。そういう意味で、西日本において空間線量をもって何か問題が起こるという状況ではないというふうに、これはご説明できます。

○質問者 J 0.5 マイクロシーベルト/h という数字を確認しとんですけども、これらはどんなんでしょうか。

○司会（消費者庁 金田） その数字の単位がよくわからないんですが、恐らく 0.05 マイクロシーベルト。

○質問者 J いや、0.5 です。

○司会（消費者庁 金田） 0.5 まで行ってないと思います。それは福島とか、そういう原発に近いところではないですか。

○質問者 J いやいや、私が確認しとんですから、間違いありません。

○司会（消費者庁 金田） 事故直後に一時的にそういうのはあったかもしれませんが。

○質問者 J いやいや、前の月です。

○司会（消費者庁 金田） ちょっと値が高過ぎると思います。すいません。

○質問者 J 高いでしょう。

○司会（消費者庁 金田） ええ、ただ。

○質問者 J だから、それを徳島県の方に、一遍測ってくれないかと言うたことがあるんです。そやけど、これは厚生労働省かな、あっちのほうから委託を受けてやりよることなので行けない、こう言われるわけです。0.24 とか、0.3 とか、0.4 はもうざらですよ。いつでもご案内します。私がいつでもご案内します。

○司会（消費者庁 金田） その数字について、にわかに評価できませんので、これは県庁への要望ということで、環境部局におつなぎいただければというふうに思います。

○質問者 J そやけ、ここでお願いしておきたいのは、そういう数値が出るところをお教えしますので、一遍来ていただいて、安心・安全のためにどうなのかというのを評価してほしいわけです。市民から、こういうことがありますと言うても、取り上げてくれない

んです。これは厚生労働省の委託ですから、関係が、行けないんですよという言い方なんですわ。それなのに、仮にアユとかナマズとか、そういうものが高いですよと仮に言うたとしても、そんなの調べる環境じゃないんですよ、今、状況じゃないんですよ、徳島県は。だから、0.5 マイクロシーベルト/h ということは、除染しなきゃならん数値超えとんですよ。そやから、おたくが 0.05 というのは、それは間違いですよと、私の機械は 0.05 以下は測れないんですよ。

○司会（消費者庁 金田） 徳島の空間線量が東京より高いかどうかというのは、にわかには答えられませんので、あとで県庁のほうで環境部局におつなぎください。これ以上、ここでは議論しても担当者がいないので。

○質問者 J 国のほうから県のほうにお願いしといてください。ご案内しますの。

○司会（消費者庁 金田） 県庁の内部で調整方、よろしく願いいたします。

○質問者 J 県庁は来てくれないんです。そんなことで、安心・安全と言えますか、徳島県は。その辺のことをきちっとお願いしてくださいよ、国から。実態を知ってくださいということ。

○司会（消費者庁 金田） 具体的に何をどう測るかというところまで指示する権限はございませんが、要望として県庁の方、今来てますので、受けとめたということで。

○質問者 J ご返事ください。

○司会（消費者庁 金田） すいません、4時を過ぎて、時間になりつつあるんですが、最後、もし質問する方おられましたら、一斉に手を挙げてください。

○質問者 J まだ返事もらってないんですけど。

○司会（消費者庁 金田） まとめて伺って、まとめてお答えしたいと思います。

○質問者 J お願いします、ご返事を。どうなんでしょうか。途中で切らないで、お返事ください。

○司会（消費者庁 金田） 県庁の方、どなたが。

○質問者 A ちょっとすいません、よろしいですか。緊急動議。

○司会（消費者庁 金田） じゃあ、どうぞ、はい。

○質問者 A もうこれでおやめになられて、それで私も質問がいっぱいありますので、その質問をどこへ書いたらいいのか。Eメールで送って、それでどのホームページで、それに対する回答を載せてくださるのかというのを決めて、もうこれでおしまいにされたらどうですか、4時のあれは。それで、事前に聞いたのとは違うところとしては、私、ここへ来たのは、放射線量の測定の装置があるとか、そんな実演があるということを書いてたんだけど、それはなかったですね。それを実演してくれるとあって、書いとたんやけど。だから、話も聞けずに、そういう装置の。

○質問者 J こちらの返事をください。

○徳島県 ちょっとよろしいか。

○司会（消費者庁 金田） まとめて県庁から、お答えをお願いします。

○徳島県 県は保健製薬環境センターで大気中の放射線量をモニタリングしてると思うんですが、それですと、ずっと原発以降、0.03 前後マイクロシーベルトで推移してると思います。一番高いときで、0.07 ぐらいだったと思います。0.5 というのは、ちょっとあり得ない。

○質問者 J だから、案内します。あなた方は町場だけでしょう、測っとるの。1カ所でしょう。この地域で1カ所の低いところだけでしょう。高いところに放射線はたまっとなですよ、引っ掛かっとなですよ。だから、案内しますから、来てくださいというんです。どうですか。そんな数値ばかり公表して、高いところ、見にも来ない。行こうともしない。勉強しようとしんない。評価しようとしんない。そんなことで、安心安全課と言えますか。もう少し前向きに誠心誠意、職務に忠実に徹してください。お願いしますわ、案内しますので、おいでてください。いつでも、私の番号を今日言うときますので。

○司会（消費者庁 金田） 県庁への要望ということで受けとめさせていただいてよろしいでしょうか。

○質問者 J いや、国へです。国から県のほうへ言うてください。

○司会（消費者庁 金田） 地方自治の本旨というものがあまして、権限がないところへ国から県に命令するということはできません。

○質問者 J じゃあ、国がやってください。

○司会（消費者庁 金田） では、対応方よろしくお願いしますということでよろしいですか。

○徳島県 担当課のほうにつないでおきます。

○司会（消費者庁 金田） よろしくお願いたします。

○質問者 J いや、国が来てください。県でのうても、国で結構です。徳島県は安全ですとおっしゃるんだったら、来てくださいよ。そんなに時間かかりませんよ。ここから1時間もかかりません。是非とも来てください。

○司会（消費者庁 金田） 一義的にはこれは県、市町村でお測りいただくべきものと理解しております。

○質問者 J 国から委託を受けてやりよると言うんよな、県は。

○司会（消費者庁 金田） そこは自発的に測るのであっても、また委託事業で行うんであっても、それは県、市町村のご判断です。

○質問者 J だったら、こういうふうな会で安全ですよと評価する、そのものが評価になってないじゃないですか。事実を知らないじゃないですか。事実を知るべきですよ。

○司会（消費者庁 金田） まず、空間線量がそれだけ高いところがあるかどうかというのは今初めて提示された問題ですので、今はお答えできません。まずは、県、市町村の、正確に補正された検査器によって検査して、その結果によって何か異常な値を示してる場所があるんであるならば、厚生省なり環境省で対策というものを考えなきゃいけないと

いうふうに認識しております。

○質問者 J 誰が、ほな、窓口になってくれるんですか。人ごとにしないでくださいよ。

○司会（消費者庁 金田）市町村、そして県、そしてどちらもまずは自治体で対応していただくようお願いします。

○質問者 J じゃあ、県に頼んでください。

○司会（消費者庁 金田）ということで、先ほどお願いしたところ、担当課につながまずというお答えをいただきました。

○質問者 J ほな、担当課、対応していただけるんですか。どんなんですか。

○司会（消費者庁 金田）担当課。

○質問者 J 0.5 マイクロシーベルトの場所があるんですよ、地域があるんですよ。そこへ来てください、測ってください、見てくださいと言んですよ。その事実を見ないんですか。

○司会（消費者庁 金田）その旨、担当課に話をつなぎますというお答えをいただいていますので、これをもって国としてはこれ以上何かということはお答えできる立場にありません。

○質問者 J じゃあ、国も事実を知らなくていいということですね。そうなりますよ。

○司会（消費者庁 金田）事実を知らなくてよいのではなくて、まず事実を確認しなければいけないということです。

○質問者 J そういうことです。じゃあ、おいでてください。

○司会（消費者庁 金田）国民生活センターで発表しましたとおり、市販の計測器、かなり値にばらつきがあるというのも確かでございます。ですので、まずは計測器を持っている県なり市町村でまず測っていただくということが大切だと思います。

○質問者 J だから、来てくださいと言んですよ。

○司会（消費者庁 金田）ということで、先ほど来、県庁のほうから担当課にお伝えしますというお話でございますので。

○質問者 J じゃあ、来てくれるんですね。

○司会（消費者庁 金田）そこは県庁のご判断ですので、こちらとしては今はお答えできるところでは。

○質問者 J 何のために食品中の放射性物質対策に係る説明会をなさりようんですか、国の方は。事実は0.5 マイクロシーベルトの場所があるから来てくださいと言うたら、徳島県は安全安心課が来るとは言うてくれんじゃないですか。こんな実態で、事実そういう状態というのは、国のほうはそれで大丈夫だと考えますか。

○司会（消費者庁 金田）ともかく、その数字が事実かどうか、まず県庁のほうで測っていただかないことには、にわかにお答えできませんので。

○質問者 J だから、来てくださいよ。

○司会（消費者庁 金田）県庁のほうも、そのご意見受けとめたということで、私とし

ては、参加者としては、県庁のご対応をお願いしたいというふうにお伝えします。

○質問者 J ほな、県の意向はどうなんですか。

○司会（消費者庁 金田） 先ほど県の方から、担当課に伝えますというお答えをいただいております。ちょっと個別の話になってしまいました。

○質問者 A もう一回。

○司会（消費者庁 金田） じゃあ、一言お願いします。

○質問者 A 今のお話で、私も例があるんですけど、空間線量が高いから測ってくれと県に言うていっても、測らへんのですね。が、要は県が、私ら、このものについては、0.5 マイクロシーベルト/h ということは、1年間に5 mSv/year なんですよね。だから、自然界のが大体1 mSv から2 mSv だから、大体5倍ぐらいのもので、私も県として、やはり測ってあげるべきやと思うんですけども。あと、薬剤師の、その会館のほうで、希望者は1件5,000円で測ってくれるということを聞いとんですけど、この場合、何か薬剤師会館のほうで打つ手はないんでしょうかね。誰かいらっしゃったら、お答え。

○司会（消費者庁 金田） 県内の検査体制の問題ということではないかと思しますので、県庁のほうで検査体制の検討方、よろしくお願ひいたします。

時間がちょっと過ぎてしまいましたので、大変申し訳ないですが、ここで意見交換の部を終了したいと思います。積極的なご発言ありがとうございました。

そして最後に、本日の主催者を代表しまして、徳島県危機管理部県民くらし安全局福井局長からご挨拶をいたします。

○福井局長（徳島県） ただいまご紹介いただきました県民くらし安全局長の福井でございます。本日は、食品中の放射性物質対策に関する説明会ということで、本県では初めて開催をいたしました。本日、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の各担当の方から貴重なわかりやすいご説明を賜りまして、まことにありがとうございました。また、本日もご参加の県民の皆さん方に対しまして、大変お忙しい中ご参加を賜りまして、まことにありがとうございます。ただいまの質疑応答の中で、いろいろ県に対する要望、国に対する要望、多々出ました。そういうことで、私ども、今、食品部局の担当しか今来ておりませんので、環境部局につなぐものについても、そういったものを持ち帰りまして調整をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

私どもも3・11東京電力福島第一原子力発電所の原発事故に伴いまして、私どもと飯泉知事が8月に政府のほうに緊急要望に参りまして、まずは暫定規制値ではなくて、法に基づく基準値をしっかりとつくっていただきたい、それから県民の皆さん、国民の皆さんが不安に思ってる測定の機器についても導入する補助制度、これも創設していただきたいという、2点について緊急要望をいたしました。そういったことで、国のほうでもその後十分採択をしていただきまして、現在そういう制度ができ、また基準値ができて、スタートを切っているという状況でございます。私どももチェルノブイリ事故以来、放射性の事故

というのを初めて経験をするわけでございますので、目に見えない放射性物質に対する不安というのはたくさんあるかと思えます。そういったことで、真摯にそういった状況を受けとめながら、適宜適切にホームページ、それからこういったリスコミを開催しながら、県民の皆さん方の安心・安全に負託に応じてまいりたいというふうに考えております。今後とも、どうぞよろしくお願いを申し上げます。本日はありがとうございました。

○司会（消費者庁 金田） それでは、本日の意見交換会、ここで終わりにさせていただきます。本日は大変どうもありがとうございました。